

平成25年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成25年3月25日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉
 11番 立入三千男 12番 太田 健一
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雅
政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏		

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第1号から議第11号まで及び議第19号から議第43号まで
(平成25年度野洲市一般会計予算 他35件)
各常任委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 議第45号及び議第46号
(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第8号) 他1件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 発議第2号及び第3号
(野洲市議会政治倫理条例の一部を改正する条例 他1件)
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第3 発議第4号 野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第4 発議第5号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第5 意見書第1号から意見書第4号まで
(少人数学級の実現を求める意見書(案) 他3件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(三和郁子君) (午後1時00分) 皆様、こんにちは。大変、お疲れさまです。

ただいまより、第1回野洲市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（三和郁子君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員、20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、3月8日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

（日程第2）

○議長（三和郁子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第2番、梶山幾世議員、第3番、井狩辰也議員を指名いたします。

（日程第3）

○議長（三和郁子君） 日程第3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第1号から議第11号まで、及び議第19号から議第43号まで、平成25年度野洲市一般会計予算他35件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

第1番、矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 第1番、矢野隆行でございます。

去る3月7日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日、委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第24号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議第25号野洲市税条例等の一部を改正する条例、議第27号野洲市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例、議第37号野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止する条例、議第39号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議第40号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議第42号国土利用計画（第1次野洲市計画）の改定について、以上の7議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第24号、議第27号、議第37号、議第39号、議第40号及び議第42号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第25号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（三和郁子君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第2番、梶山幾世議員。

○2番（梶山幾世君） 第2番、梶山幾世でございます。

去る3月7日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第19号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、議第20号野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例、議第26号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第28号野洲市図書館条例の一部を改正する条例、議第29号野洲市文化ホール条例等の一部を改正する条例、議第30号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第31号野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第32号野洲市障害者自立支援条例等の一部を改正する条例、議第38号休日急病診療に関する事務の委託の廃止について、以上の9議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第19号、議第20号、議第28号から議第32号まで、及び議第38号の8議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第26号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（三和郁子君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番、坂口哲哉議員。

○10番（坂口哲哉君） 第10番、坂口哲哉でございます。

去る3月7日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月18日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第21号野洲市高齢者・障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例、議第22号野洲市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例、議第23号野洲市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例、議第33号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例、議第34号野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例、議第35号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例、議第36号野洲市道に関する条例の一部を改正する条例、議第41号市道路線の認定及び廃止について、議第43号野洲市都市計画マスタープランの改定について、以上9議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し慎重に審査いたしました結果、議第21号から議第23号まで、議第34号から議第36号まで、議第41号及び議第43号については、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第33号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました、議案の審査結果の報告といたします。

○議長（三和郁子君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

第19番、田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） 第19番、田中良隆でございます。

去る3月7日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日、14日、18日に各分科会を、22日には委員会を招集しまして、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第1号平成25年度野洲市一般会計予算、議第2号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第3号平成25年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第4号平成25年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第5号平成25年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第6号平成25年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第7号平成25年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第8号平成25年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第9号平成25年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第10号平成25年度野洲市土地取得特別会計予算、議第11号平成25年度野洲市水道事業会計予算、以上の11議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第1号から議第4号までにつきましては、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第5号から議第11号までにつきましては、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（三和郁子君） これより、予算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第1号から議第11号まで、及び議第19号から議第43号までの各議案について、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、議第1号平成25年度一般会計予算について、反対討論を行います。

代表質問の際にも述べましたが、地方自治体と住民を取り巻く現状は、政権が変わりましたが、政治経済の行き詰まりと矛盾が一層深まっています。つまり、安倍政権が進める消費税の増税や原発の維持、推進、さらにはTPP交渉への参加など、国民と安倍政権との乖離は深まる一方であります。さらに、市長自身、答弁されましたように、政府が25年度に進めようとしている地方自治制度を根幹から否定し、地方交付税削減を盾にとりながら、職員給与引き下げの強制、生活保護受給者のみならず国民生活の多くの分野に影響を与える生活保護基準の引き下げなどが強行されようとしています。

これらは、安倍首相が言う経済対策、アベノミクスとは裏腹に、経済の一層の低迷と国民生活の疲弊に一層拍車をかけるだけであります。このような中、平成25年度の野洲市の行財政運営は市民と暮らしを守るものでなくてはなりません。一般会計予算の規模は、対前年度比、マイナス1.5%の196億5,800万円でありまして、特徴は、市税では景気を反映し、市民法人税は昨年度比、マイナス14.3%であります。

一方、個人市民税につきましては、退職手当の税控除廃止や平成24年度からの年少扶養控除廃止等もありまして、市民の所得が全体として低迷、減少する中でも、対前年度比1.4%の伸びであります。市民の税負担が強化されました。

一方、地方交付税は対前年度比マイナス10.9%でありまして、基金繰り入れが6億7,000万円となっています。

さらに、第2の地方交付税と言われております、臨時財政対策債は昨年とほぼ同額を見込まれています。

以上、特徴だと思いますが、景気低迷の中、財政運営の困難さはありますが、問題はその中でも限られた予算を市民の暮らし優先に編成されるかどうかであります。

具体的に見ますと、市民の願いに応えられ、北野小学校の校舎増築やクリーンセンター整備に着手されること、経済的困窮者の就労支援を中心とした生活困窮者支援事業の実施、また、これまで要望してきたものでもありますが、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンが定期接種となり、無料化されたこと。さらには、新病院そのものは、市長は凍結とされていますが、内部での検討は引き続き行うとして、職員の研修等の予算を計上されて、検討を進めることは評価をします。しかし、凍結がなければ、当然、新年度の当初予算では推進のための具体的な予算も計上されていたものと考えますので、改めて凍結解除と早期の整備を求めていると思っております。

以上、当初予算では、これまでの市民の要求、願いに応え、反映されているものにつきましては評価するものであります。

一方、全体を見まして、問題は市民生活を守る行財政となっているかどうかであります。何点かを指摘しておきたいと思っております。これまで、年少扶養控除廃止による市民税の増税分については子育て支援の施策に使うべきとも要求してまいりましたが、市長は既にそのために使っているという趣旨の答弁をされておりました。ならば、小中学校の児童・生徒の就学援助制度について、国として、PTA会費、部活動費、生徒会費等が準要保護世帯も補助の対象となり、地方交付税措置にされましたが、にもかかわらず、補助するかどうか

かは市の裁量として、補助対象、補助することを否定、本予算でも、補助しないことにしています。国で決まったことを実施しないことは、子育てに冷たいものと言わなければなりません。

以上の面でも、本市の国保税は県下できわめて高い自治体であります。本質的には国の国保への負担を大幅に削減したことが原因ではありますが、しかしその中でも、市の努力により、負担軽減を行うべきであります。その努力が見受けられません。国保制度は言うまでもなく、法律による社会保障制度であります。これを矮小化し、自助制度として自己責任を強調していた他自治体では、国保税負担の軽減により、一般会計からの法定外繰入を努力されていますが、本市ではこれをさらに減らし、税負担の強化を行っています。これでは、市民が安心・安全の医療を保障することはできないものと考えます。

一方、本予算では工業振興助成金を計上されていますが、これも企業との約束だから、やめることはできないとされています。代表質問でも言いましたが、例えば村田製作所1社で1億円を超える補助額となっていますが、しかし市経済を支える市内の中小企業、零細業者等の施策といえ、必ずしも十分とは言えないと思います。深刻な不況の中、市経済を活性化させ、中小零細企業への支援策ともなる住宅リフォーム制度の助成等は、この2年間、全国的に実施する自治体が急増しています。にもかかわらず、効果に疑問があるとの繰り返しで実施されようとしていません。

次に、行政のあり方の問題として、市が行う入札についてであります。本予算では庁舎、総合センターなどと市の主要な施設の清掃業務の委託について、単独1社の随意契約を25年度においても予定されています。これは、地方自治法施行令に反するものと考えます。本市の随意契約ガイドラインにも反すると考えます。公正な、適正な行政からは反するものでありまして、議案質疑では適正なものであるという答弁でありましたが、私は市民に理解されるものではないと考えます。この際、毅然として見直しされることを求めておきます。

最後に、行政の民主主義とかかわって指摘しておきたいと思えます。

当初予算の本会議質疑で、同和行政に関して、個人施策の廃止と特定の運動団体に関わる補助金や負担金について、早期に終結すべきとの質問に対して、市長は同和対策基本計画に沿って、期限内に終了すると答弁されました。しかし、その主張は、それはそうではありますが、もちろん市長の言うように、期限内に個人施策を終了させるというのは承知しておりますし、これに直接異論を述べるものではありません。問題は、本当に同和行政を

終結させようとするならば、特定の運動団体、部落解放同盟が事実上主催する集会や大会に市が補助や負担金まで出して進めることが問題であると指摘したのであります。これは、当然のことでありまして、特定の運動団体が主張する運動と方針に結果として行政が補助、負担金として負担することは、市民に公平公正の行政を進めなければならない行政がこれに反し、私は民主主義を否定するものと考えます。ですから、少なくとも、特定運動団体に追従するような補助金や負担金は直ちにやめるべきというのが質問の趣旨でありました。そうでないと、私は同和行政は期限内どころか、いつまで経っても終了しないと考えます。

以上、本予算案の問題点、課題を若干述べましたが、市長におかれては真摯に受けとめ、今後の行財政運営をされることを求め、反対討論といたします。

次に、議第25号野洲市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

今回の改正は、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、地方税施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたこと。また、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に関わる臨時特例に関する法律に基づき、本市でも税条例を改正するというものであります。

そこで、この一連の法案は一昨年国会で成立したものであります。所得税については復興特別税が創設され、平成25年度から25年間、税額が2.1%上乗せされました。さらに、今回、市条例の改正にもありますように、住民税の均等割についても、平成26年度から10年間、県民税、市民税合わせて1,000円上乗せとするというものであります。

これにより、所得税では7兆5,000億円、住民税で6,000億円の増収になるとされ、国民、市民にとっては、これだけの負担増となります。これが復興財源のいわゆる中身であります。本来、東日本大震災の復興に関し、国民、市民がこれに寄与したいという思いは尊いものであります。しかし、国民にその負担を求めるというのであれば、税制と税金の使い方について、国民、市民の納得が得られるものでなくてはなりません。無駄なばらまきの大型公共事業の見直し、このような国難と言える時期に、軍事費や政党助成金などの歳出にメスを入れる問題、また法人税減税や証券優遇税制の延長をやめれば、10年間で17兆円の財源が確保できるとされています。こういうことが、国の段階では大事です。

そこで、今回の市税条例改正は個人市民税均等割を、先ほど言いましたように10年間、500円上乘せするというものであります。野洲市の場合、単年度で1,200万円、10年間で1億2,000万円です。これを県民税と合わせると、10年間で2億4,000万円になり、市が行う防災対策事業に充当するとはいえども、市民に一律に求めるやり方が、本来の税負担制度としていいのか、疑問があります。

さらに、県下でも、他の自治体が昨年3月議会で条例改正案を提案されていますが、当時、市長は市民税の均等割額の加算は市の税収確保には寄与するものの、市民負担の増加に直結するもので、法律改正に基づくものであっても、慎重に対応すべき問題と認識している。法律の趣旨は、市が実施する防災のための施策に要する費用の財源確保とされており。この加算額を目的税としたものではない。しかし、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づく市の防災施策を明確にした上で判断すべきものである。この法律改正は、標準税率に関するものであり、制度改正後の額で普通交付税の基準財政収入額に算定されることから、交付税収入の確保に留意するべきとの理由を挙げ、財源確保の点から条例改正は必要であるが、市民負担の視点に立てば、もう少し時間をかけて議論すべきであるとされました。また、市民の理解も必要と提案を見送られました。しかし、市長自身が主張しました意見については、市民の理解は必ずしも得られたものでは、私はないと考えています。よって、結果として、市民の負担だけが先行する本条例の改正には反対といたします。

以上、2議案について反対討論といたします。

○議長（三和郁子君） 次に、第18番、内田聡史議員。

○18番（内田聡史君） 第18番、内田聡史です。議第1号平成25年度野洲市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

今日の経済情勢については、政府の経済対策を背景とし、今春闘では一部ではあるが、一時金やベアで、労働者にとってよい回答が出ている動きが見受けられ、景気回復への期待感やデフレ脱却に向けて進みつつある気配である。しかし、いざ身の回りの暮らしに目を向けると、原油価格の高騰、高どまりなど、景気回復の実感にはほど遠く、先行きの不透明感が同居している状況であります。

このような中、本市の予算案の法人市民税については減収見込みであるものの、個人市民税や固定資産税の増により、市税全体としては微増、地方交付税が減収となっています。このように一般財源の確保は厳しい一方で、歳出では扶助費などの義務的経費が増加する中で、平成25年度当初予算を編成するにあたりましては、相当のご苦勞があったことと

推察する次第であります。

こうした中で、野洲市の目指すべき都市像である、総合計画の6つの基本目標の柱に基づき、取り組まなければならない新たな行政課題を盛り込みながら、一方では予算総額においては、前年度に比べ、抑制しながら、野洲の元気と安心を伸ばす着実な予算編成に務められていることを評価するものであります。

ハード事業としましては、元気を伸ばすにぎわいの拠点整備である、野洲駅南口と篠原駅の整備を重点的、かつ着実に進められると共に、安心なまちづくりの一環として、仮称総合防災センターへの蓄電池の設置等、非常時に備えた機能を充実する予算を計上しています。

また、公立子ども園の施設整備をはじめ、小中学校施設整備等と教育環境の整備にも配慮された予算となっています。ソフト事業においても、特別支援教育、不登校対策、いじめ対策の支援体制の充実、障がい者対策の一連の事業展開に生活困窮者支援といった新たな課題にも取り組まれています。その他にも、発達支援センターのあり方検討などの事業を取り入れ、きめ細かく、元気と安心への予算を計上されています。

今後におきましても、厳しい財政状況が懸念されるところですが、さらなる一層の行財政改革に努められ、持続可能な財政構造を確立し、厳しい財政状況下においても、住民ニーズに的確に対応できるまちづくりに努められることを要望いたしまして、平成25年度一般会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（三和郁子君） 次に、第4番、市木一郎議員。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっています、議第25号野洲市税条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

この議案は、主に東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行により提案されたもので、全国の地方公共団体が実施する防災施策に要する費用の財源確保のために、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人市民税について、均等割の標準税率に500円を加算しようとするものです。この改正は、市民負担に直接つながるものでありますが、近隣市や滋賀県における県民税の増額も、既に決定されているところで、全国的にもほぼ同様であります。

また、この増税を行わない場合でも、国からの地方交付税が減額され、市の財源確保に

大きく影響をいたします。本市では、耐震化事業をはじめ、仮称総合防災センター整備事業など、防災関連事業に積極的に取り組まれているところであり、今後も市民の安全安心を守る地域づくりを着実に進めることが必要であると考えます。

よって、今回提案をされている税条例の改正については、改正の趣旨等からも私は賛成をいたします。

以上、議第25号野洲市税条例の一部を改正する条例についての賛成討論とします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三和郁子君） 次に、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 議第2号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計、そして議第26号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

国民健康保険税の中には、医療分と後期高齢者支援分があります。さらに、40歳から64歳までの方は、加えて介護保険分があります。今回の国保会計では、この介護保険分19.1%の引き上げであります。介護保険というのは、皆さんもご存じのように、居宅介護の場合、65歳以上の1号被保険者21%、40歳から64歳までの2号被保険者29パーセント、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%と負担割合は決められています。65歳以上の方の保険料は3年ごとに見直しが行われ、第5期の保険料は昨年改定されました。

1号被保険者は、当初17%でしたが、現在21%になり、改定ごとに負担割合が増えています。介護保険を利用する人が増えれば、総額が上がり、負担割合が決められていることから、野洲市では介護納付金が約1,500万円足らなくなるということから、引き上げとなっています。制度そのものが、国が25%しか負担しないことから波及している問題であり、制度そのものを変えていかなければ、天井知らずに負担は増えることとなります。このような状況を改善するためには、地方自治体からも国に改善を求めていくことが必要です。

昨年8月10日に成立した社会保障制度改革推進法はわずか2日間の審議でした。この推進法は、社会保障、税一体改革を自民、公明、民主の3党協議の過程で、自民党が提案した基本法案を骨子に作成され国会に提出されましたが、新たな法案にもかかわらず公聴会や参考人招致などなく、国民にはほとんど知らされないまま成立しました。民主党政権から自民党政権に逆戻りしましたが、3党協議で進めた改革推進法は着々と進められてい

ます。この推進法の基本的な考え方で、社会保障制度の改革は消費税の増税で安定的な財源を確保し、受益と負担の均衡がとれた制度の確立とうたわれ、社会保障制度を大本から解体しようとしています。そして、自助、共助が強調され、公助としての国の責任を後退させ、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じて、その実現を支援していくと書かれています。この基本に立って、公的年金の引き下げや生活保護費の引き下げが進められています。そして、推進法の医療保険制度については、保険給付の見直しとして、軽い疾病は保険外しや、給食の自己負担化や混合診療の拡大など、今後医療の制限や負担増、給付減が取り沙汰されることになっています。いつでも、どこでも経済的な不安なく最高の医療を受けることができる真の国民皆保険制度を堅持していくため、推進法の廃止を求めます。

今回、多くの自治体で介護分の引き上げが行われています。草津市では、引き上げ幅を抑えるために、国保会計の基金の取り崩しが行われました。野洲市の今回の改定は、所得割で0.54ポイントの引き上げ、均等割で1,000円、平等割で600円の引き上げであり、介護分では19.1%の引き上げであり、対象者は4,015人です。議案質疑や委員会質疑で、国保会計の基金は全体の被保険者の分だから、40歳から64歳までの方の介護納付金を抑えるために使えば、保険制度を崩してしまうと言われました。

制度上はそうでしょう。しかし、今回の改定でモデルケースで試算されていますが、60歳の単身世帯で遺族年金の方からも年間480円の負担増、63歳の夫、60歳の妻、厚生年金が238万8,000円、月19万9,000円の年金で生活されている、この世帯に対して、年間8,400円の負担増になり、年間の国保税は29万3,890円です。年金の1.5カ月分が国保税という状況です。国保会計には1億3,000万円の基金があり、このうち1,500万円崩せば、引き上げをしなくて済みます。今回の改定に反対をします。

また、県下で3番目に高い国保税でもあるにもかかわらず、一般会計からの繰り入れも法定分しかしていません。2011年調査ですが、資格証明書の発行も県下でトップの率であります。滞納世帯の率も県下で7番目という状況です。高すぎる過酷な国保税と言わなければなりません。年金の1.5カ月分を納めておられる、総収入の12.5%が国保税だという状況は社会保障制度としてあまりにも不公平ではないでしょうか。サラリーマンが加入している社会保険の保険料率は40歳から64歳までの方は11.52%ですが、企業が半分負担し、収入が月額19万9,000円の方なら、月1万1,520円で年間

13万8,240円の保険料です。国保税は倍以上の負担となっています。自営業者の方からも悲鳴が聞こえます。年金生活者の方からも悲鳴が聞こえます。社会保険に入れない非正規雇用の方からも悲鳴が聞こえます。生活者の立場に立った国保運営をされることを求め、本会計と議第26号の税条例の改正に反対をします。

議第3号野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療保険は、2008年4月からスタートしました。75歳以上の方を切り離し、県が運営する高齢者医療制度となりました。この財源も介護保険と同様に国が5割、都道府県1割、市町村1割、後期高齢者支援金4割、保険料1割と決められています。保険料は都道府県で決められ、2年ごとの見直しです。2012年度、平成24年度も引き上げられ、スタートから比べ、均等割が5,375円引き上げられ、4万3,550円、所得割が1.27ポイント引き上げられ、8.55%になりました。これまで扶養家族で保険料を納めなくてもよかった方からも、すべて保険料を徴収することになりました。軽減措置はありますが、医療費の増大と共に、保険料が引き上げられることは介護保険と同様であります。

後期高齢者支援金4割というのは、それぞれの保険者から負担するお金です。国保税の中にある支援金では、均等割ということで、加入者の一人ひとりが負担することになっており、赤ちゃんからも支援金の割り当てがあり、野洲市では1人につき7,400円です。国の負担を減らすためにつくられた保険制度であり、国保と同様に資格証明書や短期保険証も発行することができます。現在、野洲市では2名の方に短期保険証が発行されているということです。少ない年金から、原則天引きです。介護保険料と後期高齢者保険料の合算額が年金額の2分の1を超える場合は天引きでなく、納付書や口座振替となっていますが、年金額の2分の1以上も保険料をとることができるという非情な保険制度です。後期高齢者医療制度は、廃止以外にありません。団塊世代が後期高齢者になる時期を見込んでの制度であり、野洲市が国保並みの方針でいけば、あと10年もすれば、短期保険証や資格証明書の発行が乱発されるのではないのでしょうか。後期高齢者医療特別会計に反対をします。

議第4号野洲市介護保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

2000年4月から始まった介護保険制度、13年経ちました。この間、3年ごとに保険料が引き上げられてきました。2011年の見直しのとき、第5期の介護保険料の算定には、介護老人保健施設を25年度の下半期10月ごろに開設する見込みから、24年度

は4億3,100万円を25年度6億2,800万円、26年度も同様に6億2,800万円と試算が出されました。開設できなければ、過大見積もりになると指摘をしておりました。現実的に、今年の10月開設の目処は立たず、質疑では来年の3月には開設という話ではありますが、予測は難しいかもしれませんが、結果的に過大見積もりによる保険料になりました。5期の見直しの際、これまでの保険料の所得階層を8段階から10段階に広げ、所得に合った保険料にされたことを評価いたしました。しかし、1号被保険者の負担は当初17%であったのが18%、19%、20%、21%と、高齢化と共に引き上げられてきています。今後も引き上げが予想されます。

また、社会保障改革推進法の中の介護保険制度については、給付の見直しを含めた効率化、重点化を図るとしており、それを先取りした形で生活援助を60分から45分と短縮し、施設の報酬も切り下げが行われ、在宅復帰率とベッド回転率の低い施設は報酬が低下する仕組みをつくりました。今後の課題として、重点化、効率化を図るため、在宅への移行や自立支援型のケアマネジメントの実現などが出されており、給付範囲の見直しが行われることが予想されています。

例えば、要支援利用料の引き上げ、また要介護1、2の入居利用料の引き上げ、要支援の予防給付の保険外し、ケアプランの有料化、相部屋の居住費の値上げなどが第6期見直しまでに具体化されることが予想されています。保険あって介護なしの状況を推進していくのが、社会保障制度改革推進法であります。国の制度改革を阻止するためには、社会保障制度改革推進法の廃止を国に要請されることを求めます。第5期の見直しが過大見積もりによる保険料になり、負担増を押しつけたことに反対をいたします。

以上です。

○議長（三和郁子君） 次に、第9番、西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） 第9番、西本俊吉でございます。

議第2号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算及び議第26号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

本市の国民健康保険を見ますと、大きくは国全体の傾向と同様で、医療費や関係する拠出金などは毎年上昇を続けております。また、高齢の加入者の割合が他市の国保より高いことなどから、1人当たりの医療費は県下で上位の水準にあり、運営環境としては相当厳しい状況にあると見ております。安定的な運営に向けては、保険者である市が医療費の適正化について数段の努力をされると共に、何より加入者の理解と協力が不可欠であると考

えます。

こういったことを踏まえ、平成25年度の国民健康保険事業特別会計予算案を精査しましたが、まず財政調整基金や一般会計からの法定外繰入金に依存しない健全な予算案になっていると考えます。その他、国や県、関係機関からの支出金など、歳入全般がルールに基づき、適正に見積もられております。

歳出におきましては、医療費の推計は大変難しいものと考えておりますが、数年間の傾向を踏まえた必要額が計上されております。そして、適正化や健康づくりの対策に関しては、特定健診の受診率向上対策の費用の他、先進的な事業として、このまま放置すれば、人工透析が必要になる人を抽出して、保健指導を行う費用も新規に計上されています。

以上のことから、本市予算については限られた財源で工夫を凝らし、さらに現行制度や法令を遵守した適正な内容であるものと考えます。

また、介護保険納付金分、国民健康保険税の改正についてですが、これは国保や健康保険組合などの全国すべての医療保険に対して割り当てられる介護納付金を賄うためのものです。また、この介護納付金の額は全国の介護サービスの水準により、国が定める額であることから、市の運営努力が基本的には及ばないところであると考えます。関係資料を検証しますと、次年度は全国の介護サービスに比例して、野洲市国保に割り当てられる介護納付金の額が一定以上引き上げられる見込みとなっております。その見込み額も適正に推計されていることが確認できます。

今、株価や輸出関連企業の業績には明るい兆しが見受けられるものの、まだまだ一般市民の経済状況は厳しいものと十分認識はいたしております。しかし、今回の負担はそのまま全額が介護などを必要とする高齢者や家族に対して、介護関連サービスとして還元される負担です。また、仮に引き上げを行わずに、国保会計全体で賄うようなことをすれば、年齢の階層間で介護保険料の二重の負担や不要な負担を強いるという不合理が生じる他、法定外の繰り入れにより、一般会計が負担を肩代わりすれば、保険によって医療、介護を提供していくと定めた、我が国の社会保険制度そのものをゆがめることとなります。つまり、今回の税率の引き上げは責任ある行政としてとらざるを得ない適正な対応であると考えます。

市においては、この予算をもって加入者に必要な医療を保障することはもちろん、健康づくりの支援に鋭意取り組まれると共に、国民健康保険税の改定の趣旨等について、加入者等に十分周知され、説明責任を果たされることをお願いし、議第2号平成25年度野洲

市国民健康保険事業特別会計予算及び議第26号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成討論といたします。議員、皆様のご理解、ご賛同をよろしく願います。

○議長（三和郁子君） 次に、第5番、高橋繁夫議員。

○5番（高橋繁夫君） 第5番、高橋繁夫でございます。議第4号平成25年度野洲市介護保険事業特別会計予算について、賛成討論をいたします。

我が国においては、人口減少社会に突入しましたが、65歳以上の高齢化率は年々上昇しており、平成25年度には25%を突破する見込みでございます。本市におきましても、3月1日現在の65歳以上の高齢者は1万1,000人を超え、高齢化率は21.7%に達しており、今後も増加する高齢者の対策をなお一層進めていく必要があると言えます。

介護保険制度は、高齢者の方々が要介護状態となっても、安心して生活を送り、1割の負担で本人の様態に応じた介護保険サービスを利用できるよう、65歳以上の方は市で定めた介護保険料を所得に応じて納付していただき、皆さんで支え合う制度となっています。平成25年度野洲市介護保険事業特別会計予算においては、近年の要介護認定者の増加に伴い、保険給付費もあわせて増加しており、保険給付費全体では前年度当初予算よりも、約1億4,200万円増の28億7,800万円を計上されております。

ご承知のとおり、第5期介護保険事業計画では、24年度から65歳以上の方々が対象となる、第1号被保険者の介護保険料が引き上げられましたが、これには要介護者が安価で必要な介護保険サービスを利用していただくために、また保険者としては適正で安定的な事業運営を維持するための改定であったと思います。新年度予算においては、24年度よりも、全体で約1億2,000万円の増額を見込まれていますが、これには必要最低限の介護サービスや事務経費について計上されているものであり、介護サービス給付については事業経過よりも若干少なくなっていますが、近年の利用状況や施設の整備状況を踏まえ、精査されたことによる計上であるものと認識しています。

しかしながら、市において介護保険料を有効に利用していただきながら、歳出の抑制を行うためには保険給付費が増大しないよう、検討されるべきと考えます。このため、今後は元気な高齢者が要介護状態にならないような介護予防事業の充実や適正な介護サービス利用に努めていただき、予算の適正な執行管理をお願いし、平成25年度野洲市介護保険事業特別会計予算の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしく願います。

○議長（三和郁子君） 次に、第12番、太田健一議員。

○12番（太田健一君） 議第33号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例、これに対する反対討論を行います。

今回の条例制定は、市のごみ集積所から資源ごみの持ち去りを繰り返す行為について、持ち去り禁止規定を行うものとなっています。持ち去り行為そのものは許されるものではないと理解できますが、違反した場合に科される罰金、すなわち行政のあり方に問題があるのではないかと考えます。この罰金とは、1万円以上の金銭を納付させる刑罰となり、これは懲役と同様に検察官の起訴手続を踏まえて刑事裁判で科されますし、検察や警察の前科記録に残ることとなります。悪質な業者に対しては、この刑罰を科すという制度が有効な手段になり得るとは考えられますが、問題は一般市民に対しても、同じような重い刑罰が科されてしまう可能性が起きるということです。

委員会でも、この件はお話ししましたが、例えば、使えるのにもったいないというような思いから、資源ごみの持ち去りを繰り返す市民の方もおられます。また、ホームレスがやむにやまれず生活の生業として持ち去りをしている例もあります。市民の責務として、市民が気軽に通報できる制度も実施するとありますが、市民が市民を監視するという制度を行政が推進しているのか、これは是非を問わなければなりません。もちろん、その行為自体はよくないことではありますが、資源ごみを商売に利用するなど、悪意のない市民が市民の通報により前科者となる可能性があるわけです。委員会での当局側の答弁では、そうならないために、行政側からの指導を行うとありましたが、結果的に悪意がない市民に前科記録が残るといふ、罰則が科される可能性があることは確かではないでしょうか。

野洲市の現状の報告には、年間五、六件程度で、過去2年間で3件の違法業者等による資源ごみの持ち去り行為を発見し、嚴重注意を行っているとあります。市職員による取り締まりを2カ月に一、二回程度で実施とあり、持ち去りによる重大な被害が現状の中であるわけでもなく、そもそもの目的が罰則、罰金ではないはずですが。昨今、殺伐としたこの社会情勢の中で、市民に通報責務まで負わせ、違反したら、速罰則、しかも刑事罰というのはいかなるものかと感じます。本来、地方自治体のあり方や役割としては、市民に対して啓発と指導、すなわちモラルの向上の取り組みにより、持ち去りをなくしていくのが行政のあり方ではないでしょうか。全国的には、罰則条例制定はごく少数の自治体であり、罰則なしで効果を上げている自治体もある中、罰則の是非を深めた検討がされているとも感じられず、拙速すぎると考えます。

以上、議第33号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例に対しての反対討論とします。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後2時05分 休憩）

（午後2時05分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番、丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） 第8番、丸山敬二です。1週間ほど前からの寒暖の差についていけず、非常に声が乱れておりますけども、お聞き苦しいことがあるかもわかりませんが、お許しいただきたいと思います。

議第33号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

本条例は廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること及び廃棄物の散乱防止等による環境美化を推進し、市民の健康で快適な生活を確保することを目的としております。今回の条例一部改正は、前者の廃棄物の再利用促進、ひいては有価物である資源ごみの持ち去りを禁止することにも意義があります。市では、職員等によるパトロールにより、取り締まり活動が行われているものの、抑止効果のある条例等がないため、ごみ集積所の資源物を違法業者などが無断で持ち去っている事例が発生しています。

また、近隣の栗東市や守山市では、多数の違法業者などが持ち去り活動を行っていることに伴い、その防止策として、現行条例に資源物の持ち去り行為を禁止する内容を追加した条例改正がされております。両市の条例は罰則規定も設けられているため、このままでは違法業者などが本市に活動場所を移し、資源物の持ち去り行為が多発する可能性や、持ち去られた資源物のうち、不要になった資源物が不法投棄されるおそれがあるなど、この持ち去り対策は緊急を要する行政課題でもあると言えます。したがって、最も効果がある手段として、ごみ集積所の資源物の持ち去りをなくすことを目的とした条例を整備することは必要不可欠であると考えます。提案されている改正内容は、持ち去り行為を行った者に対し、禁止命令を行うことができる。さらに、その命令に従わなかった場合の罰則規定も設け、条例の実効性を高めようとしております。市から委託を受けた資源物の収集または運搬を行う業者及び自治会等の営利を目的としない集団回収登録団体によるごみ集積所での資源物の収集については、収集または運搬禁止の適用除外としており、当然罰則の対

象にはならないものであり、実態に即した改正が行われているものと考えます。

今回、提案の条例一部改正は、市民が排出したごみを市が適正に処理をするという、誰もが考える最も基本的な本市のごみ排出ルールを保持するための適正な対策であると考え、本条例改正に賛成するものです。

以上、議第 3 3 号に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。まず、議第 1 号から議第 4 号まで、議第 2 5 号、議第 2 6 号及び議第 3 3 号の議案 7 件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案 7 件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 1 号から議第 4 号まで、議第 2 5 号、議第 2 6 号及び議第 3 3 号の議案 7 件は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 5 号から議第 1 1 号まで、議第 1 9 号から議第 2 4 号まで、議第 2 7 号から議第 3 2 号まで、及び議第 3 4 号から議第 4 3 号までの議案 2 9 件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案 2 9 件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 5 号から議第 1 1 号まで、議第 1 9 号から議第 2 4 号まで、議第 2 7 号から議第 3 2 号まで、及び議第 3 4 号から議第 4 3 号までの議案 2 9 件は、各委員長の報告のとおりで可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後 2 時 1 2 分 休憩）

（午後 2 時 3 0 分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議第45号及び議第46号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、議第45号及び議第46号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(三和郁子君) 追加日程第1、議第45号及び議第46号、平成24年度野洲市一般会計補正予算(第8号)他1件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させていただきます。

○事務局長(東郷達雄君) 朗読いたします。

議第45号平成24年度野洲市一般会計補正予算(第8号)、議第46号平成24年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

以上でございます。

○議長(三和郁子君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

平成24年度3月補正案概要をごらん下さい。

まず、議第45号平成24年度一般会計補正予算(第8号)につきましては、国の緊急経済対策による追加内示分などの補正や繰越明許費を定めるものです。

まず、補正額の総額は937万9,000円を減額するもので、歳出では国の緊急経済対策により、追加内示を受けた野洲北中学校の柔剣道場建設事業に要する費用、1億9,332万円を追加するものです。なお、本議会に提出し、ただいま議決をいただきました、平成25年度当初予算に計上している本事業の予算につきましては、新年度に入りましてから減額補正をさせていただきたいと考えております。

また、篠原小学校校舎改築・建築主体工事のコンクリート打設不良に伴い発生しました電気設備工事及び機械設備工事の中止による受注者の損害見込み額について、それぞれ業者と一旦仮払いをするとの合意に達したことから、その費用を支払うため、新たに1,0

46万1,000円を追加するものです。その他各種繰越事業に係る事業費を精査するなど、所要の補正を計上しております。

次に、繰越明許費につきましては、国の緊急経済対策により、国庫補助金の追加内示を受け、事業を前倒して実施するものについて、内示の時期等から年度内の完成が見込めない事業を繰り越すものが3件あり、先に述べました柔剣道場建設事業をはじめ、道路、橋梁の緊急老朽化対策事業や通学路の安全対策事業などであります。また、その他地元や関係者との調整など、不足の日数を要し、年度内の完了が見込めない事業が野洲駅周辺都市基盤整備事業や東消防署防災センター整備事業などで16件あり、合計19件の事業、総額で20億3,025万7,000円を翌年度に繰り越すものです。

次に、議第46号平成24年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、市三宅東部土地区画整備事業区域内築造道路に下水道管渠整備を行う計画でありましたが、区画整理事業の進捗により、年度内の完了が見込めないため、当該事業費3,195万円を繰り越すものです。

以上、一般会計及び下水道事業特別会計の補正予算の提案理由といたします。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(三和郁子君) これより、ただいま議題となっております議第45号及び議第46号の各議案について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議第45号及び議第46号の各議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、議第45号及び議第46号の各議案については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第45号及び議第46号の各議案について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、議第45号平成24年度野洲市一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議第46号平成24年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第2）

○議長（三和郁子君） 追加日程第2、発議第2号野洲市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例及び発議第3号野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則を一括議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、発議第2号野洲市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。

野洲市議会議員政治倫理条例につきましては、平成22年9月に議会基本条例と共に議員発議で提案され、全会一致で可決、成立し、平成23年4月1日から施行しております。施行後2年が経過しようとしておりまして、各規定内容の見直しを行いました結果、課題があると考えられる箇所につきまして、今回一部改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目には審査の請求手続において、書類等の形式上の

不備による請求の却下の手続に関する規定を追加するものであります。

2点目には、政治倫理審査会の設置に関しまして、議長が事前に議会運営委員会に諮る内容を審査会の設置及び審査会委員の選任に関することとする旨、明記しようとするものであります。

3点目には、審査会の機能を改善するため、委員数及び組織の見直しを行い、審査会の委員の構成を有識者と選挙権を有する市民の代表7人以内で組織することとし、審査会への議員の参画を取りやめ、いわゆる第三者機関として位置付けようとするものでございます。その他手続上の課題の整理を行うものであります。なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、発議第2号の提案説明といたします。

次に、発議第3号野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正におきましては、開かれた議会を目指し、傍聴人の傍聴手続の簡素化を図ると共に、傍聴席への入場制限及び傍聴人の遵守事項について、時代に即応した内容に改めるための改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、傍聴人受付簿を廃止すると共に、傍聴券の交付についても、事実上廃止し、傍聴人が傍聴しやすい環境整備を行うものであります。また、あわせて傍聴席への入場制限や傍聴人の遵守事項を最低限度の制限にとどめようとするもので、録音機器や撮影機器の持ち込み、使用についても制限を解除すると共に、保護者または引率者が同伴する児童や乳幼児の入場も認めるものでございます。

なお、当規則の規定は委員会の傍聴についても準用するものであります。この規定は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。議員、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三和郁子君） それでは、ただいま議題となっております発議第2号及び発議第3号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号及び発議第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、発議第2号及び発議第3号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第2号及び発議第3号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、発議第2号野洲市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

発議第4号を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第3)

○議長(三和郁子君) 追加日程第3、発議第4号野洲市議会議員定数条例の一部を改正

する条例を議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

第19番、田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） 第19番、田中良隆でございます。

野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

野洲市議会の議員の定数は、平成16年10月の合併のとき、34名でスタートいたしました。そして、野洲市議会として最初の選挙を経て、平成17年11月からは24名、その後いろんな議論があり、2回目の選挙を経まして、平成21年11月から20名となり、現在に至っております。昨年の6月議会に市民8名から、議員定数を18名にという請願が出されました。結果的には不採択となりましたが。その請願をきっかけに議会改革特別委員会でも、何回も議論がありました。しかし、残念ながら、委員会としては、議員全員の総意としての結論は出せないとして、審議を終了したところでございます。

議員定数の判断基準といたしましては、平成23年8月に議員の法定定数制度が廃止をされ、各市の財政状況や課題、面積などの個別の事情により判断すべきものとなっております。野洲市の中期財政見通しでは、今後、今まで以上に厳しい財政運営に陥ることは明白であり、職員人件費の削減や公共施設、あるいは市民負担の見直しなど、22年、23年度の集中改革プランにも増して、大胆な行財政改革を断行する必要性が生じることが容易に予想されます。

このことから、議会におきましても、自ら痛みを伴う改革が必要であり、行財政改革への取り組みを率先垂範する必要があります。こういう状況を踏まえまして、我々新風クラブ、新政クラブ、公明党、そして政友会の一部とも議論を重ねてきました。現状20名のまま、あるいは17名にすべきなど、いろんな意見がありました。結果として、2名減の定数18名が妥当と結論付けまして、今回この条例を提案するものでございます。

議会は、野洲市の意思の決定を行う機能と執行機関の監視を行う機能を担っております。議員数が減少することは民意の反映や監視機能が低下するとの意見もありますが、議会基本条例にありますように、一人ひとりの議員が特定の団体や地域にとらわれることなく、市民の代表としての自覚を持って、積極的に活動範囲を広めることによりまして、その課題は克服できることができると思います。野洲市の地理的、あるいは社会的な条件からして、そのことは十分可能であると考えます。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げ、

提案理由の説明といたします。

なお、補足でございますが、平成18年1月の臨時議会、そして次の18年3月の定例会におきましても、定数18名への条例改正案が提出をされております。その提案者、賛成者がここにお三方、おられます。その議事録を読ませていただきましたが、7年前に現在を見通されて、18名の提案をされているということに敬意を払いたいと思います。今回の条例案にご賛同いただきましたなら、お三方の思いも7年越しにかなうものであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（三和郁子君） それでは、ただいま議題となっております発議第4号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（発言する者あり）

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。

（午後2時49分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。質疑は30分、3回までとなります。

第8番、丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） 第8番、丸山敬二です。

それでは、発議第4号野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、質問をいたします。

議員定数については、議員報酬と共に議会改革特別委員会で4回の検討を重ねてまいりました。定数については削減、または現状維持等、そしてまた報酬についても、それぞれ両論あり、特別委員会委員長は議会の総意としての方向は出せないとして、平成24年11月22日で審議を終了したということをして12月議会に報告をされました。しかし、今回唐突に議員発議にされたことについては、先ほどの話にありました、特定の会派と議論をするだけで、特別委員会で再審議も求めなかったことについては大きな驚きと落胆をするところであります。しかし、発議として出されたので、以下の質問をいたします。

まず、議会改革特別委員会で議論を重ねてきたことであり、一旦定数を減とすると、相

当の理由がない限り、増員は不可能に近いと思います。そこで、例えば今後大きい情勢変化があったときの増または減についての対応はどのように考えておられるのか。

2点目として、議員を2名減ということをしておりますけども、その根拠がもう一つわかりにくいところがあります。また、議会の役割の1つに、執行機関に対する監視、評価があります。議員定数が減ることによって、その機能の弱体が危惧されることでありますけども、提出者について、監視とか評価というのはどういう意味合いを持っているのか。また、それに対して議員定数が減になることによって、どのようなことでカバーができるというのを考えているのかをお伺いしたいと思います。

以上、2点、よろしく申し上げます。

○議長（三和郁子君） 第19番、田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） 丸山議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目のこれから情勢変化があったときは、増あるいは減についてどう思うかということですが、当然それは野洲市の人口が急増したり、あるいは急減したりとか、そういうことも含めまして、それなりのそのときどきの対応が必要だと思いますし、当然それは必要なことだと思います。

それと、2点目の監視、評価、議員数が減ることにつきまして、その機能の弱体化が危惧されるんだということですが、先ほど提案理由の説明にもしましたように、民意の反映やそういうことの意見、確かにあるわけですが、一人ひとりの議員が特定の団体や地域にとらわれることなく、市民の代表としての自覚を持って積極的に活動範囲を広めることによって、その課題は克服できると思いますし、ましてや、この小さな面積の野洲市、2町の合併でしたから、社会的にそんなに複雑なこともありませんし、その辺については十分可能であると思います。

それと監視、評価とはどのような意味合いを持っているのかというのは、この辺、割と哲学的でもう一つ理解できないんですが、いつも小菅さんなり、野並さんなり、あるいは太田君なりがやっていますけども、そういういろんな一定評価をしますとか、この予算の中のこの部分は評価しますが、ここはだめとか、そういうことが当然評価だと思いますし、監視につきましては、それはもう日常的な業務の中の監視であります。もう一つ付け加えますと、予算について、いわゆる野洲市の決定権そのものは、当然予算で動いていきますから、その予算の決定権を持つ議会が最終的な野洲市の方向を決めるということですので、その辺はそれぞれ、2年半ほど前ですか、通りました議会基本条例に基づきまして、

あれにのっつって、本当にあの議会基本条例に書いてあるように、一人ひとりが自覚をしてやれば、十分可能だと思います。ましてや、18ということは、ちょうど今環境経済常任委員会が6名ですけども、ちょうど三六、十八で割り切れるし、5人の委員会も必要ございませんので。その辺でいいという判断を総合的にして、この今日の提案に至っております。丸山議員、よろしいですか。

○議長（三和郁子君） 第8番、丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） 今、田中議員から回答をいただきましたけども、1点だけ再質問をさせて下さい。そんなに時間はかからんと思いますので。

要は何かといいますと、監視機能とか、そういうところ辺が先ほど言いましたように、非常に機能が弱体化されるということが危惧されます。心配しています。その中で、先ほどの答弁の中で3人さんの議員のお名前挙げて言われたと思いますけども、まさに、そういういろんなことを質問するとか、そういったところが私は行政に対する監視やと思っています。ただ、何か見て、帳面見て、どうやこうや、うん、よっしゃよっしゃとか、これはだめやないかじゃなくて、議場で議案に対する質疑、それから一般質問をしっかりとやると、こういうところが、私は行政に対する監視、牽制をやっている。それが私は議員の一番仕事であって、監視機能、チェックというのはそういう意味合いだと私は思っております。

そういう中でいけば、残念ながら、私も議員の1期ですけども、一般質問なりやっている回数を拾ってみますと、かなり少ない方もおられます。今までの代表質問、一般質問を入れて14回のチャンスがあるわけですけれども、少ない方は6回しかありません。こういうことでは、私は先ほど言われた倫理条例やとか、そういうところに照らしても、議員としてなすべきことをやっていないんじゃないかなと。こういう方を議員として認めるんじゃないとか、例えば査定制度でやるとか、そういうことであればいいんですけれども、議員定数を減らして、そういう議員が残れば、議会としての機能は全くなさないと私は思っています。そういう意味で、監視をやるためには、そういった発言をしっかりとやっていただける議員が必要やと。先ほどは委員会でも、6人で、三六18でいいやないかと、ちょうど数はいいやないかということでしたけども、私は以前に逆で、現在は7、7、6ですから、7にして、三七21で1名増したいくらいやと、以前話しさせてもらったこともあると思います。そういったところがあって、私は議員を減らすということについては、いろいろ世間で言われています、強いところが残るんで、そういったことではなくて、そ

ういう発言ができる方が残ってもらわないかので、そういうところを守るためにも、現状の定数というのはきちっとやって、さらに言うならば、議員のいわゆる評価が私は必要ではないかと考えています。そういう意味で、チェック機能、この辺についてはどういふふうに考えておられるんかを再度お伺いしたいと思います。

すいません、訂正します。3人の名前を言ったと私は言いましたけども、3人の議員と言われたそうなので、訂正しておきます。

○議長（三和郁子君） 第19番、田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） 丸山議員の再質問にお答えしたいと思います。

基本的に、私も丸山議員と全く同じ考えでございます。ただ、先ほど話にありましたように、一般質問が少ないから評価が低いとか、あるいは評価制度そのものをするべきやとか、そういう議論も、評価制度そのものについては、いろんなところで議論はあるのは承知はしておりますが、誰が評価するのかというのはやっぱり4年に一度の選挙で我々自身が評価をされるべきものだと思っておりますから、市長が評価するわけでもなし、誰がするのという話になりますから、その辺は、私は疑問に思いますし、先ほど言いましたように、この本会議場で一般質問するというのは、それは大きな大切な仕事だと思っておりますが、それをしないから評価が低いとか、そういうことではないと思っておりますし、いろんなタイプの方がおられます。野洲市全体のことを含めて、いろんな発言をするけども、一般質問そのものはそんなにもしないという方も、過去も含めておられますし、その辺は私はどうかなと思っております。基本的な考え方としては、その部分以外は、丸山議員と私は同じ考えでございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第8番、丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） 再々質問というよりか、さっきので終わっておこうと思ったんですけど、一般質問というのは、何か評価というのがどうこう言われていましたけど、その評価というのは、行政に対する評価をするのは一般質問で執行側に対していろんな質問をすることによって執行部側は当然緊張を持って、やるということで、評価という、そこで使った評価というのはそういう意味です。いわゆるチェックと言えよよかったのかもしれませんが、そういうことでして。

それと我々自身が議員の評価というのは、確かに4年に1回が審判を仰いでやるんですから、それは1つの評価として。我々、現職のサラリーマン時代には、毎年査定されて給

料が決まっておったんです。議員も少なくとも、2年に1回でいいから、そういう制度もやるとか、そういう意味の、いわゆる議会改革の基本条例の中で市民からのチェックを仰ぐという、そういう意味合いのことで、選挙のことを言ったのではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと議会で発言、やっぱり一般質問はしてもらわんと、執行部側に対する牽制なり緊張がなくなりますよ、薄れてくるよということでございますので、答弁は要りませんけども、そういうことでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三和郁子君） 次に、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 発議第4号の野洲市議会議員条例の一部を改正する条例について、質問をいたします。

平成23年に地方自治法が一部改正され、定数の上限規定が撤廃されました。しかし、それまでの地方自治法では、人口5万人から10万人未満の地方自治体の定数は30人でした。5万人未満で26人、18人の定数なら、5,000人以上1万人未満の人口の町村に該当をすることになります。地方議員1人当たりの人口という観点でなく、大都市の密集したところと、広大な面積を持つ農村部ということも鑑み、定数が定められていました。

まず、この第1点目について見解を求めたいと思ひます。

この定数の上限が撤廃されてから、定数削減の条例改正が加速しました。そして、前回定数削減がされたとき、議員1人当たりの人口を持ちだして、大津では8,837人、野洲は2,518人ということで削減が必要という18人の定数条例が出されました。しかし、このとき、この大津並みの人口比でいくと、野洲は5.7人の議員になってしまうと、共産党は発言をいたしました。面積におきまして、議員1人当たりで野洲は4キロ平方メートルであります。18人の栗東市は2.9平方キロメートル、22人の守山市は2.5平方キロメートル、24人の草津市は2.8キロ平方メートル。今回、湖南市が18人に減らすということが言われていましたが、上程されませんでした。湖南市では、20人で1人当たり3.5平方キロメートルであります。この野洲市の場合は、それよりも広い4キロ平方メートルということですから、面積において減らす根拠がありません。なぜ、18名にされるのか。削減の根拠を明らかにされたいと思ひます。第2点目ですね。

第3点目は、議員の果たす役割です。

先ほどからも言われています。議員の役割というのは、市民の声を届け、市政をチェッ

クし、市民の暮らし、福祉、安全を守るために活動をすることだと思います。提案理由で田中議員も言われていましたように、議員が減れば、当然届ける人数が減り、チェックする目は少なくなります。強いては、それは市民の利益を損ねることになります。議会報告会において、定数が多すぎるという意見より、議員としてしっかり仕事をしてほしいという声が多数でした。また、女性の参加が難しくなるということも言われていました。この点について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 第19番、田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） 野並議員の質疑に答えをしたいと思います。野並議員、3点ありました。

1つ目は、面積を基準にしてうんぬんということでもよろしかったんですかね。もちろん、面積で割ればそうなるかもわかりませんが、今現在20名、それと20名の、なぜ次の18名にするのか、その根拠ということもおっしゃっておられますが、20名そのものの、今法的な根拠はありません。今現在、我々がたまたま20名にしているからということです。数年前、この議論があったときにも、提出者に対しまして、野並議員、あるいは小菅議員もそういう同じような内容の質問をされていました。私、議事録の控えを持っておりますが、そのときは当然反対としてそういうような質問をされていたわけですが、じゃ、本当に数が多ければいいというのであれば、もっと24人に戻しなさい、あるいはもっと増やしなさいという理論も成り立つわけでございます。ところが、これは次の発議とも大きく絡んできますけども、この財政の状況の中で、やっぱり当然減らすべきであろうということで、しかも減らしても、議員一人ひとりが頑張れば、今までの監視機能的なことを十分クリアできるという、そういうところで今回の提案になっております。

それと、減らせば、女性が減るとか云々とかそういう話もありました。議会報告会においては、定数が多すぎるという意見よりも、議員としてもっとしっかり仕事をしてほしいという意見でしたということもあります。私どもはもっと議員を減らせ、20も要らんじゃないかという意見も、一方ではたくさん聞いておりますし、そういうことも含めまして、今の提案になってございます。多分、再質問されるでしょうから、私も答えているんですが、もうちょっと100%きちっと答えられていないとは思いますが、再質問で整理をして下さい。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 質問をした第1点目が抜けているんですけども、18人の定数

ならば、5,000人から1万人の人口というのが、昔の地方自治法というのか、平成23年に改正される前の地方自治法の基準なんですよ。そのもう既に5倍以上、5,000人としたら10倍以上の人口というところですから、以前議会で議論をするときに、このC階層、人口5万人以上6万人未満という、これ、いただきましたね。これの最高のところは、定数、去年の1月1日で30人です。ですから、法定いっぱいというのか、そういうところ。28人、26人、24人、22人、21人、20人とずっと議会事務局が全部出していただいております。ですから、そういう意味の第1点目の答弁をもう一度お答え願いたいと思います。

それと、今、法的な根拠は、そういう意味ではなくなりましたから、それぞれの地方自治体で決めたらいいというふうに思いますけども、この資料をいただいたときに、人口が同じぐらい、5万人とか5万9,000、5万7,000、野洲よりかちょっと多いようなところで、16人、15人、14人とかいうふうな、そういう定数になっているところがありますので、私もちょっとインターネットで面積を検索しました。そしたら、一番少ない羽生市の面積は58.55平方キロメートルで、議員1人当たり4.18平方キロメートルなんです。ですから、やっぱり小さなコンパクトなまち、市ですね。埼玉県羽生市。埼玉県の幸手市、これ、15人なんですけども、ここも33.95平方キロメートル、1人議員当たり2.26平方キロメートル、ここもコンパクトなまちなんですよ。

だから、やはりそういった部分で定数が削減されても、エリアとして、1人の議員が市内を走り回って、さまざまな声を聞いて、議会に反映していく、そういう意味ではやはり市全体的なエリアで議員は見ないと、自分とこの在所とかそういうふうなのではありませんでね、そういう意味においては、やはり私は面積というのは大きなポイントになるやろうというふうに思います。高島とか甲賀市なんかは本当に大きく合併して、そんな関係なく、あれはもうちょっと異常やと思いますわ。あれではとてもじゃないけども、全市なんていうんじゃないで、結局旧町村の範囲でしか動けないぐらいの面積ではないかというふうに私は思います。

ですから、1つの市としてまとまっていかなくってはなりませんから、中主のこと、知らんねんというわけにはやはりいかない。中主の方が野洲のところを知らないというわけにはいかない。みんながやはり全市を見て、活動するというのか、声を聞いてくるという活動を議員がしなくてはならないというふうに思いますので、そういう意味において、18名にするというところが、ここはちょっと広くなりすぎて、やはり声が吸い上げきれない

んではないかというふうに思います。

それと、定数が削減されれば削減されるほど、1人当たり得票をたくさんとらんなんということは、もう皆さんおわかりだと思います。よほど、強力なバック体制とかいうふうながない限り、なかなか女性が出てくるというのは難しくなってくる。地域から出ようと思っても、あんたとこの嫁はん、出たらあかんというふうな形になるおそれもありますのでね、なかなか本当に女性が進出してくるとするのが非常に難しくなってくるなという意味においては、定数というのは、私は20人よりも、ほんま増やさんならんと違うかなど。人口がどんどん増えていったら、私はもっと増やすという提案をしていきたいと思いますが、答えて下さい。

○議長（三和郁子君） 第19番、田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） 野並議員の質問にお答えしたいと思います。先ほどは1番目を抜かしておりまして、申しわけございませんでした。

この質問を見ていると、面積がというよりも、今の野洲市の、皆さん、当然イメージとして野洲市の面積全体、南櫻から、入町から、あるいは菖蒲から全体をイメージしてもらって、そんなに大きいまちじゃないということはイメージ、当然みんな自覚をされていると思います。そんな中で20名から18にすることですから、面積的に、だから減らしちゃいかんという、そういう議論に、私はなるような面積でもありませんし、定数の今の2名の減というのは、そういう意味では、全く私は野並さんの意見には賛成しかねます。

それと、減らしたら一人ひとりが面積が広がって、目がおろそかになるというような趣旨の発言がございました。20人全員が合意した野洲市議会基本条例第5条があります。議員は、市政全般に関する課題及び市民の意見、要望等を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研鑽に努め、市民の代表として自覚を持って活動するものとするという。このとおりでございまして、これさえそれぞれの議員20名が、今度仮に18名になったとしても、18名がこういう自覚で一生懸命努めれば、今の野並さんの危惧というのは必要ないと思っております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 次に、第1番、矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 第1番、矢野隆行でございます。2点にわたって質問させていただきまして、明快な答えをいただきたいと思っております。

1 問目でございますけれども、これまで約1年間、先ほどから出ていますけれども、20名による議会改革特別委員会の中で本当に討論され、課題として取り上げてきた、この件についての説明ですね、そういった見解も少しお話しできないでしょうか。

2 目といたしましては、現職の議員20名で皆さん、もう本当に22年、23年と、前期の議員が決めた内容でありまして、期末手当を50%カットされました。私は、もうこれで自らの責任は今期は果たしたのではないかと考えております。今回、出されましたこの発議、これを今回この秋に選出されました新しい議員に付託することもできますけども、この辺の見解をお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第19番、田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） 矢野議員の質問にお答えをしたいと思います。

1年間20名による議会改革で討論された課題についての説明の見解はということですが、当然、矢野議員もそのメンバーでもありましたし、中身については十分議論はご承知だと思います。私はというんですか、もちろん複数、私が代表して提案理由の説明はしましたが、提出者、あるいは賛成者については野洲市の財政状況、あるいは市民の声、含めまして、人口規模、いろいろあわせまして18に減らすのがということで、今回に至っております。

それと、我々は期末手当を2年間50%にカットしたから、今期の責任を果たしたと思えますがという、この書き方はどうも私は納得できない部分でございますし、その2年間、じゃ、期末手当50%にしたから果たしたのかなという、私はそれはなるほどなどは理解できません。

それと、今の時期でないと、次の選挙で選ばれた人に定数を20とするのか、18とするのか、16にするのか、そういう議論をするということは、少なくとも結果的に今年の11月から始まる4年というのは20名でいくことになるわけですから、それは先ほど言いました、財政状況等々踏まえまして、先ほど全協の中でも説明がありました。部長級は9.何%といろいろカットの話もありましたけども、そういうことも考え合わせますと、当然今の時期が私は今期のうちにとというのがタイムリミットだと思っております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） それでは、1点だけ再質問させていただきます。

野洲市の特別議会改革委員会、一昨年できたわけでございますけれども、これを僕としてはもう少し活発にしていまして、こういった意見がばかんと割れるようなときにこそ、難題解決、これをしていきたいという思いがございますけれども、こういった意見に対しての、ちょっとした田中議員の思いはどうでしょうか。その辺、見解、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（三和郁子君） 田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） 矢野議員の質問にお答えをしたいと思います。

今の議会改革の委員会の中のあり方なり、そういう質問だったと思いますが、矢野議員の考え方に、私は90%同じでございます。この後の出されるであろう発議についても、全く同じ考えを私は基本的な考え方として持っております。しかし、今の議員定数については、かなりの時間もかけて、議論してきたということで、決して唐突だとは思っておりません。

以上です。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第4号について討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、発議第4号野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、私は反対討論を行います。

条例改正の提案では、現行20名を2名削減し、18名にするというものであります。削減の主な理由は、先ほど田中議員が言われましたように、市財政と市民の意向であるとしています。果たしてそうなのかと私は感じています。言うまでもなく、議会の役割は、これも田中議員が先ほど触れられましたが、1点目には議会が、また議員が市民の代表と

して、市政をチェックする機能を果たすこと。2点目は、多様な市民要求を市政に反映するという2つの大きな役割があると思います。このような立場から、本市の議会基本条例第21条でも、議会は市民の多様な民意を反映した相当数の議員で構成される市民の代表機関であり、議員の定数は合議制機関にふさわしいものとなるようにしなければならないと定めています。ですから、議会の役割、責任、これを果たすことのできるそれ相応の議員数は必要なものと考えます。まず、このことを表明したいと思います。

それで、これも先ほど述べられましたが、2町合併の前は、旧中主で14名、野洲町で20名、計34名でありました。これが合併後、1回目の市議選で24名、2回目は20名と削減してまいりました。今日、市政を取り巻く現状、経済、社会状況、市民生活と多様な要望などを市民の立場で議論を行うことが求められている市議会の定数を現在削減することは、これも先ほど来、言われておりますように、民意の反映を制限するものに他ならないと思います。また、先ほど田中議員が答弁で、たとえと言いながらも、18名にしたら、3委員会でも6人で割り切れるという、そのような発想は問題だと思います。いずれにしても、現実問題として考えるならば、具体的に議員定数及び報酬も含めてであります。考えるとすれば、私はこれ、3つの基準があると思います。

1つは、皆さん、言われておりますように、市財政の現状、また2つ目には、議員活動に対する市民の感情、3点目には、1点目、2点目、踏まえて、市民の付託と期待に応える議員の活動のそれに対する報酬としての問題だと思います。これらを総合的に勘案するならば、次の発議でも出されておりますが、報酬も含めて議論することが必要だと考えています。ですから、いずれにしても必要なことは、現在の深刻な不況の中、市民の暮らし、営業は深刻な状況に置かれています。市の行財政運営と市民の暮らし向上へ今こそ議会のその役割、責任を果たさなければならないのが現状だと思います。同時に、市議会として、先ほど申し上げました議会基本条例による議会への市民参加と情報公開、議会議論の活性化を推進すること、このことが必要だと思っています。

私はこの立場で、議会が議会として、また議員が議員としての役割を果たすことが、今市民の皆さんの中にある議員定数への疑問、これに答える上でも、重要なことだと確信をいたしております。このことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（三和郁子君） 第20番、河野司議員。

○20番（河野 司君） 第20番、河野でございます。ただいま議題となっております発議4号について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この案件、ご承知のように、昨年でございますけれども、市民の方々より議会に対し、野洲市議会議員の削減に関する請願という形で出されました。そのときの、私、説明議員、また提案者ということで、縷々皆様方に提案理由を説明させていただいたということですが、その後、私、今もその考えは変わっておりませんし、あのときの18名ということで、一番妥当な定数だと、このように思っております。今も同じでございます。

その後、議員定数についての議論は議会改革の特別委員会に移されたところでございます。しかしながら、昨年末の本議会で議会改革特別委員長の報告の中にもありましたように、賛否両論、活発な議論が出されたところでありますけれども、委員会としては、ご意見を見いだすことが困難であるということで、審査を打ち切りたいということでございました。これ、まさに決められない委員会、決められない政治の象徴であると、このように思います。

そして、また議会といたしましては、この件を議会報告会ということでテーマを位置付け、ご意見を市民の皆様から賜ったということでございます。いろんな意見がございました。このテーマの中では、議員を減らすべき、報酬は据え置き、また相応の歳費をいただき、それ相応の仕事をするのが大事であるとか、また定数は現状維持でよいとか、そして定数は2減にすべきであるとか、また先ほど、話、ございましたように、定数20人は必要である、少なくすれば、女性が出にくいとか、こういうこともございました。また、報酬のことも出ております。若い人が議員に専念できるように、現状は必要だと、このようなご意見もございました。そんなご意見がありましたけれども、あくまでも報告会に参加いただいた一部の方のご意見でございまして、現状に肯定的なご意見は本当にありがたいと思う反面でございますけれども、否定的なご意見は真摯に受けとめてきたところでございます。

しかしながら、現在、私のもとには、決められない政治と揶揄されたり、なぜ議会はもっと身を切って襟を正さないのか、このような厳しいご意見もいただいているのも事実でございます。議会改革特別委員会の中の議事録を見ますと、請願を不採択とされました議員の中にも、やはり定数を削減すべきだと、このような発言をされている方もございます。議員は、公の場で発言した言葉に責任を持たなくてはならない。これは当然、議員必携にも書かれておりますように、これは議員の努めでございます。ですから、請願を不採択にされました後、特別委員会で議員定数の議論について削減に賛成の意向の方、また削減の方向性を示された議員の皆様は、人の意見、また他の議員の意見に流されずに、自

らの信念に基づいて行動をとっていただける、このように私は信じて賛成討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第1番、矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 第1番、矢野隆行でございます。発議4号についての反対討論を行います。

今回出されました発議4号は、20名の議員全員で議会特別委員会の中で、あらゆる角度で討論してまいりました。平成24年5回定例会の議会改革特別委員会の会長報告の中で、次のように報告されております。確認の上でちょっと朗読させていただきます。

議会基本条例第21条においては、議会は市民の多様な民意を反映した相当数の議員で構成される市民の代表機関であり、議員の定数は合意形成機関にふさわしいものとなるようにしなければならない。議員定数の改正にあたっては、市政の現状及び課題、並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする規定されております。また、第22条においては、議員の報酬の改正にあたっては、議員が議案を提出する場合には、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする規定されております。

これら議会基本条例の規定に沿って、特別委員会におきまして5回の会議を開催し、審議をしてまいりました。まず、全国の809市の議員定数や議員報酬の状況、さらには本市の職員の給与状況等を調査、研究してまいりました。この全国の自治体の調査のうち、人口5万人以上6万人未満の83自治体の状況については、議員定数は最低で14名、最高で30名で、20名までの団体がかねがね半数を占めている状況でございます。

また、本市と同様、定数20人の団体の構成費は22.9%で、単純平均での議員定数は1団体当たり21名でございました。また、議員報酬につきましては人口5万人以上6万人未満の団体の単純平均は議員が36万3,100円となっております。また、本市の議員報酬の月額35万円については、本市の一般行政職の平均給与月額と同程度でございます。その間の審査の中で、委員からは議員定数については現状の定数を維持すべきであるとの意見と、削減すべきであるとの意見が出されました。

まずは現状の定数を維持すべきとの理由につきましては、全国の人口5万人以上6万人未満の自治体の平均より1名少ないことから、20名が妥当な議員数である。市民の意見を汲み上げていく人数を確保するためには、現状の定数でよい。定数の問題は、市民の議

会と議員活動に対する評価の問題であり、現状を維持し、議会活動等を活発化すべきであるなどの意見が出されました。

また、逆に削減すべきであるとの理由につきましては、市民の意見を踏まえると、削減する必要がある。定数削減の請願が出された経緯を考えると、請願に沿った削減が必要である。野洲市の現状と議員の役割を考えると、削減の方向で十分議論すべきであるなどの意見がございました。

次に、議員報酬に関する意見につきましては、報酬審議会で決定されたものであり、現行の報酬額が妥当である。若い世代に議員活動に専念してもらうためには、報酬は下げるべきではない。財政的に考えるのであれば、報酬の引き下げは必要である。議員活動の実働と市職員の平均給料を比較し、検討すべきであるなどの意見がございました。

以上のようなことから、今回発議4号は否決され、さらに20名で構成されている議会改革の中で、市民から負託を受けている議員お一人おひとりがもう一度市民の意見を今一度掌握しながら、20名全員が賛同できる法案づくりに邁進していきたいと考えますので、今回の提案されました発議4号につきましては反対といたします。

以上であります。

○議長（三和郁子君） これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することと賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（三和郁子君） しばらくお待ち下さい。ありがとうございます。ご着席願います。起立少数であります。よって、発議第4号は否決されました。

お諮りいたします。発議第5号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第4）

○議長（三和郁子君） 追加日程第4、発議第5号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。それでは、提出者の説明を求めます。

第17番、鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 第17番、鈴木市朗でございます。発議第5号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げたいと思います。

まずは、今日の午前中に、全協のときに、職員さんの給与に関する、そういうご説明がございました。我々議員は、やはり行政職の皆さんと一心同体というような形で行政運営に臨んでいかなければならないと私は思っております。そうしたことを受けて、これは以前から出されておる問題なんです、やはり痛みをともにするというのが、まずは私は大前提だと思います。そうしたことを踏まえて、今回提案させていただきましたこの一部改正に関しまして、説明を再度させていただきたいと思います。

今のこの報酬額は、報酬審議会において決められたものでありまして、平成18年3月議会で提案されまして、4月1日より、この報酬額で進められております。その間、皆さん方は既におわかりだと思いますが、この日本国内におきまして、相当なデフレという形で進んでおります。そうしたことを鑑みますと、やはり我々としても、この報酬審議会が決めた報酬で本当にいいのだろうかということもまず思います。また、市においては、中長期財政計画の中で、相当な圧迫感があるという思いがございます。そしてまた、今回、竹ヶ丘約350戸、そしてまた新たな市街化区域が17.5ヘクタール、そして今のこの都市計画マスタープランの中で、中長期にわたって市街化区域を形成していくというマスタープランが出ております。そうしたことを踏まえますと、自ずとこの湖南圏域、特に野洲におきましては、人口が増えるだろうということも予測しております。ですから、20名の議員定数を確保しながら、議員の報酬削減を出していきたいという思いでございます。

ちなみに申し上げますと、議長が43万円を38万、副議長が38万円を33万、議員が35万円を30万にするという、そういうような改正を今、提案しているところでございます。ちなみにこの条例は、平成25年8月1日から施行するということになっております。

しかるに、今まで18名体制で提案されました発議4号と、今のこの議員報酬の改正における財政面での数字を申し上げますと、5万円削減することによって、年間2,162万825円の、これは財政支出が減っていくということです。そしてまた、2名減の18名体制にいたしますと、1,513万4,675円というような数字であらわれております。どちらにウエートを置くかということ、やはり何と申しましても、議員定数を維持しな

がら、報酬削減の方向で持っていきたいと考えておりますので、議員各位の拡大なるご支援をよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） それでは、ただいま議題となっております発議第5号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（午後4時09分 休憩）

（午後4時30分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ、お諮りいたします。本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

それでは、質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第1番、矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 第1番、矢野隆行でございます。

発議第5号に対して、質問いたします。

本当に本日唐突に出されました発議第5号に対しまして、今、心の中は翻弄しております。7点において質問させていただきますので、明快なご回答をよろしくお願い申し上げます。

1点目は、報酬、一般議員で35万から30万にした根拠についての見解を伺います。

2点目、野洲市報酬委員会への説明責任の見解についてお伺いさせていただきます。

3点目、これまで約1年間、20名により議会改革で討論された課題についての説明の見解をお伺いさせていただきます。

4点目、現職の議員20名は、平成22年度、23年度決まってやって、先ほど述べましたように、50%確定してきましたけれども、今回出されました発議は、この秋に選出されます新しい議員に対しての責任の転嫁になりますが、この点の見解を伺います。これ

はこの発議に賛同されました連名、10名おられますけれども、議員全員のご意見はどのような内容だったのか。お一人おひとりお名前を挙げて説明を質問いたします。

5点目、議員改革委員会で平成25年度期末手当の検討されたときに、全員一致で25年度は元に戻すことにしましたが、今になってこの発議を出されるのは、自ら身を切る話とは整合性が合わずに矛盾を感じますが、この点の説明責任の見解を伺います。

6点目、今回いきなり出されましたこの発議は、他の会派から出ました発議に対する対応の対策のため、緊急に出されたものとしかとれませんが、この案件に対して賛同されました皆様は、どれぐらい時間をかけ、どれぐらい検討、討論されたのか、見解を伺います。

7点目、この問題は20名議員全員の問題でございます。委員会で討論されるのが当然でございますけれども、それがなければ、皆様の意見を集約すべきと考えます。当然お聞きされたと思いますが、先ほど4番目の質問でお名前がなかった井狩辰也議員、市木一郎議員、坂口哲哉議員、内田聡史議員、田中良隆議員、河野司議員、立入三千男議員、梶山幾世議員のご意見はどんなご意見だったのか、詳しくご説明、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。

（午後4時34分 休憩）

（午後4時35分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 一部訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

5番の質問でございますけれども、議会改革委員会の中で平成25年度期末手当の検討をされたときに、ここ全員一致と先ほども申しましたけれども、多数で25年度は元に戻すことにしましたが、今になってこの発議を出されるのは、自ら身を切る話とは整合性が合わず、矛盾を感じますが、この点の説明責任の見解を伺います、に訂正させていただきます。

○議長（三和郁子君） 第17番、鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 矢野議員の再質疑にお答えしたいと思います。時間も迫っておりますので、簡単、明瞭にお答えをしたいと思います。

報酬35万円を30万にした根拠というのは、野洲市の中長期財政計画に基づいて5万円をカットしたということでございます。

2番の報酬委員への説明責任ということでございますが、報酬委員さんは市長の諮問で報酬委員会が開催されます。ちなみに、議員の報酬は議会で決めることが、これはもう当然のことです。

議会改革で検討された課題についての説明の見解はということでございますが、私も議会改革特別委員会の中で、少数意見だったんですが、この意見は申し上げておりました。

現職の議員20名の期末手当をカットということですが、これは先ほど田中良隆議員に質疑をされた回答と、私は全く同じでございます。

賛同された議員全員のご意見はどのような内容だったのかということでございますが、今私が申し上げました質問の要旨に沿ったことで名前が挙がっている方が全員一致したということでございます。

ちなみに、一人ひとりの意見を言うと、やはり個人情報というものもございまして、その辺はご容赦していただきたいというように思います。

今になってこの発議を出されるということでございますが、議員もよくご存じのように、今国が交付金の問題等を出されております。そして、今日の午前の全協、またそれ以前の説明の中でも、職員がかなりのカットをされるというようなことの説明を受けている経緯がございまして、やはり職員さんと共に、我々議員も身を切っていきたいというようなことで、決して発議が出されたからというこの対抗手段じゃございません。

6番目ですね。どれぐらいの時間をかけ、ということは、それぞれに皆さん、両会派が寄っている中で、いつも休憩時間になったらこの問題についての議論はさせていただいております。詳しい時間はわかりません。

そして、また発議第4号で名前が挙がってあったこの議員ですね、これの説明をされたんかというご質疑でしたが、これは私どもも発議第4号に関しまして、一切聞いたことがございませんので、その点をご了解して下さい。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） それでは、再質問させていただきます。

まず1番目でございますけれども、先ほど2名をもとに計算をしているとのことでしたが、なぜ2名にされたのか、その根拠をもう一度説明いただきたいと思っております。

また、1名、2名、3名、4名と削減した場合は、どのように検討されたのか、これを

もとに計算されたのか、そういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後4時42分 休憩）

（午後4時42分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（矢野隆行君） 1番目の再質問をさせていただきます。

先ほど、5万円カットという形で、これは2名相当の分ということでご説明、ありましたんで、これをもう少しカットできないのか、そういった検討はされたのか、そういった点、ちょっとお伺いさせていただきます。

2番目に、報酬委員会につきましては報告義務はないということはわかっておりましたけれども、議員お一人おひとりの心情を考えましてですけれども、これまでの経緯、こういった点は伺うべきと考えますけれども、こういった点の見解をお伺いさせていただきます。

3つ目でございますけれども、これは議員改革の中で、先ほども報告させていただきましたけれども、全国平均は36万3,100円となっているわけでございます、これによいのではないかとのご意見が多く、多数でございました。この点についての見解もお伺いさせていただきます。

4点目でございますけれども、お一人おひとりの意見がお答えできないとのことでございますけれども、これがどうしてなのか、こういった点もお伺いさせていただきます。この発議5号は本当に大事な案件でございます。市民の皆様へ、これは公開すべきだと思いますので、この点ももう少し詳しく教えていただきたいと思っておりますので、この見解もお伺いさせていただきます。

5点目でございますけれども、本当に今日、この発議5号を見せていただきまして、説明を受けましたけれども、もう少し市民にわかりやすい説明ができるような回答をお願いいたします。

6点目でございますけれども、先ほどの答えでは、休み時間等々で討論されたということで、時間もあまりわからない。こういったことで、本当に市民への意見の入ってなく、議員の暴走しか思えない、もう少し冷静な対応をして時間をかけるべきと思っておりますけれども、こういった点の見解もお伺いさせていただきます。

7点目、他の議員の意見が1つも入っていない、この発議5号は議会制、本当に民主主義の崩壊にもつながりかねないと感じますけれども、こういった点の見解もお伺いさせて

いただきます。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 矢野議員さんの再質疑にお答えさせていただきます。

ちょっと1番目の質問の意図がわからなかったんで、2名減にしてというようなことですね。一番最初の回答で申し上げました。2名減にした場合、18名体制でいった場合、1,513万4,675円という削減ができます。ちなみに、5万円カットした場合、削減率が2,162万825円という数字になっております。これも先ほど2回目の回答で言うたようなことでございます。

報酬審議会の説明責任は、これはないと思います。

議会改革で検討された課題についての説明の見解はということは、私どももそれぞれの意見を議会改革特別委員会で申し上げておるということです。それが制約して、今現在の発議になっております。

期末手当の中で、秋に選出されます議員に対しての責任の転嫁になりますということですが、やはり今、職員さんが7月からそういうような状況になっている中で、我々は温存して、その任期を迎えるということは、我々賛成者としては、これはやっぱり許しがたいものだと思っております。

そしてまた、お一人おひとりの名前を挙げて説明をどういうようにされたかということですが、先ほども申しましたように、この発議の内容に、全員名前の挙がっている方は賛同していただいたというようなことです。

また、そういう情報については、やはり私としては差し控えさせていただきます。

今になって発議を出されるのは、自ら身を切る話と整合性があるとか。矢野議員、ここ1カ月ほど前にラスパイレスが出ましたね。ご存じですか。野洲市のラスパイレス。ご存じです。やはり、今国家公務員の給料と比較して下がってきていますから、当然、市町村のラスパイレスは高くなります。だから、それに合わせていこうというのが、今のこの発議の内容なんです。

6点目で、暴走というようにおっしゃいましたが、決して私どもは暴走だとは思っておりません。

そして、また7番目の20名の議員の中で、この名前を挙げておられる議員さん、この方たちに説明をしたかということですが、しておりません。私どもも、18名減の相談も

受けていません。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） それでは、再々質問をさせていただきます。

1番目ですけれども、2名を根本に逆算して5万円をカットというふうに受け取られましたけれども、本当に先ほど1名、2名、3名、4名とかいうふうな削減の場合、もっと5万円ではない金額が出てくるはずなんですけれども、この計算の根拠が本当につかめないまま、進むことは市民に対してどう説明されるのか、こういった点もお伺いさせていただきます。

2つ目といたしましては、これ、一度下げたしまうと、先ほどから申しましたように、市長から報酬委員会に諮問されない限りは、これ、上がることはないわけでございます、議会特別委員会の報告にもありましたように、若い世代、また現役世代がこの場所、議場という場所に来ることはできなくなるのではないかと懸念しております。野洲議員としての活躍の場が狭くなるという思いもありますので、こういった点についての見解も伺わせていただきます。

3番目といたしまして、平均的になかなか低い金額を出された、こういった説明がもう少しはっきりわかりませんので、こういった点、もう少しわかりやすく説明願います。

4つ目といたしましては、議長に提案しますが、先ほどから説明がありますように、本当にお一人おひとりの意見が何も見えてこない状況でございます。各議員の答弁を、できることであれば求めますけれども、これはいかがでしょうか。

5点目、もう少し詳しい説明をしていただきたいと思いますので、こういった点もよろしくお願いします。

6点目は、本当に大会派が意見がまとまれば、このまま突き進んでもいいんだというふうにしか、私にはとれませんけれども、本当にこれでよいのか、こういった点の見解も伺わせてもらいます。

7点目でございますけれども、他の議員の意見はどうでもよい。報告もしていない。聞かなくてもいいんだというふうに私にとられましたけれども、こういった議会20名の中で決まっていく発議に対して、疑問に思いますけれども、こういった点についての見解も伺わせていただきます。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 矢野議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

ちなみに、1番の35万を30万にした根拠というのは、先ほど私が申し上げましたとおりでございます。野洲市の中長期財政計画に基づいて、やはり私どもは考えてまいりました。また、詳しいことは私、ペーパーを持っておりますので、ご請求されたら、お渡ししたいと思います。

それから、報酬委員会への説明責任というのは、先ほど申し上げましたとおりでございます。

3番目で、説明の見解はということでございますが、先ほど申し上げました、それぞれの、今賛成者による意見を集約したのが、この発議第5号でございます。

4番目のこれは、秋に選出されます新しい議員に対しての責任の転嫁ということでございますが、これも先ほど申し上げましたとおりでございます。

5番目の市民説明でございますが、これはいろいろとやはり機関を通じて市民に説明ができるように取り組んでまいりたいと思います。例えば、議会広報等で記載していただくという手段もございます。

6番目の暴走とおっしゃいますが、決して暴走はしておりません。議会改革特別委員会で、いろんな私どもの両会派ですね、そしてまた共産党さんはじめ、その中でやはり1つものを見いだして、結果として出てきたのがこの発議第5号でございます。

7番目の件ですが、例えば矢野議員、18名体制でやっていくというようなことは、私どもも聞いていなかったし、あなたとこの会派はどうだったか知りませんが、聞いておられたか、聞いておられないかわからないんですけど、私どもも聞いていないので、やはり意見が合わないのに、その方たちとご一緒に議論しても、なかなかうまくかみ合わないということもございますので、決してそういうような方向ではやっておりませんので、お話ししておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。

（午後4時57分 休憩）

（午後4時57分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第20番、河野司議員。

○20番（河野 司君） 第20番、河野司でございます。ただいまの議員報酬カットの提案に対しまして、ちょっと質疑をさせていただきたいと思います。矢野議員の方から縷々質疑、ございました。かなり重複はしております。

しかしながら、あえてこの議会というあり方ということから考えますと、これはやっぱり議員定数及び報酬等では、議会改革特別委員会におき、議論がなされて、十分議論しなければならないということでございますし、今般、委員会での議論もなしに、これはやはり唐突としか言いようがない、この提案と思います。我が野洲市、皆様も誇っておられるように、議会基本条例は制定をし、そして議会改革特別委員会を設置もしております。この本市におきまして、今の進め方といいますか。このことはやはり時代を逆行しているような感すら受けます。このことに対して、提案者のご意見を伺いたいと、このように思います。

そして、同じようなことになりますけれども、十分な議論といいますか、5万円という削減を出されておりますけれども、私もその根拠を聞こうと思っていました。説明、ございましたけれども、やはり職員さん、7.8等々言われております。いきなり5万円という。5万円といいますと、やはりかなり大きいなと思いますし、当然私は削減することには異議はございません。一定の削減をしなければならんと、このように思いますけれど、やはりその辺の議論ですね。その辺はやっぱり議論をしていかなければ、いきなり5万ということは、20人おられますけど、すべてがそのように納得しておられるとは思われません。もっと大きくしてもええという方もおられれば、もう少しやはり10%、12%等々、そのようなこともあると思うんです。そこをこういう5万円というのが出ている、これがちょっと私も納得がいかないということでございます。

また、やはり歳費がカットといいますと、私も議員さんにも聞いております。やはりいろんな研修等々、新しい議員さん等々はいろんなところへ出かけて、自分の向上のために研修をされておられる方もたくさんおられます。そんな方がやはり私どもの政務調査費は1万円ですね、月額。これでやはり大変きついということで、十分な議員活動ができないという懸念を持っておられます。そんなところで報酬カットということでございますので、この点も、これからの議員さんに対する影響をどのようにお考えになっているのか、以上、2点について質問をいたしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 河野議員の質疑にお答えいたします。

5万円の根拠はということですね。パーセンテージにして14.28%というような数字でございます。矢野議員さんにもお答えしたように、中長期財政計画というものが打ち出されている中で、やはりかなりの差が出てくるということでございます。ですから、私どもも職員さんとやはり同じ形で身を切るような方法で5万円をカットということでございます。矢野議員にお答えしたのと同じことでございます。

また、議員の研修等に参加機会が減るということでございますが、私は決してそうじゃないと思います。やはり、1万円の政務調査費が出ておりますので、その1万円を有効に使えば、電車賃ぐらいは出てくると思います。ちなみに、日帰りというような手段も講じられます。そしてまた今ネット等でいろんなところのものが引き出せる。そういうような機会が今、あるわけですから、それを大いに活用していただければいいかと思えます。

議員同士のコンセンサスというのは、これはもう要らないわけですね。はい、わかりました。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第5号について討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

第19番、田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） それでは、第19番、田中良隆でございます。私は、今の議員報酬の削減の条例案に対しまして、反対の立場で討論させていただきます。

今の野洲市議会議員の報酬等の水準は、今後の議員活動の充実や、議会の活性化のためには、少なくとも維持されなければならないレベルであると考えます。現在、一般議員で月額35万円ですが、この額以下となりますと、他の安定した仕事や不動産貸付などの資産収入などがあるような一部の富裕層、あるいは現役を引退した扶養家族のいない年配

者、そんなに生活費が要らないであろう独身者など、そういう人たちはいいとしましても、それ以外の一般市民がある程度の生活設計と、政治家としての展望を持って市議会議員として転身することを拒むものになるのではないかと、そう考えるわけでございます。個々の議員の質的向上を保障、支援させるためにも、現行の報酬は少なくとも維持するべきであります。議会改革特別委員会でも、少し話が出ただけで、議論をしたというまでには至っておらないと認識をしておりますし、またそのときの空気は下げることには反対というのが大勢でありました。おそらく私の次に賛成の討論をされる予定の野並議員におきましても、議員年金もなくなるし、将来保障もなくなるから、下げたら困りますという発言をされておったわけでございますが、それが20人議員全員の議論なしに、唐突に5万円のこの削減案が出てくることに非常に違和感を覚えるところでございます。

平成18年から今まで、35万円ずっと来たわけです。そういうことがずっと7年間やってきたわけでございます。仮に、百歩譲って、我々現在の議員の任期である今年の10月までは暫定的に引き下げたとしましても、10月選挙を経て、11月から新しいメンバー構成の新議会、新議員が誕生するわけでございますが、その議員報酬を今ここで引き下げる決定をするのは、先ほど冒頭言いました理由も含めまして、いかがなものかと考えるところでございます。

仮に、市長が今後5年、あるいは10年、15年、市長報酬をどれだけカットするという宣言をされても、条例的には通るかもわかりませんが、自分自身の任期以降の報酬を決めてしまうことは、社会通念上、一般常識としていかがなものか、そんな気がしております。よって、この条例案には反対するものでございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 発議5号に対する賛成討論をさせていただきます。田中議員から、私の名前が出ておりましたが、それも含めまして。

この議員報酬の引き下げという点については、議員の定数削減等を含めまして、やはり3つの課題があるのではないかと思います。

第1点目が、市の財政が本当に大変な事態になっているという状況、中長期的な部分があります。

第2点目が、議員活動に対する市民の皆さんの感情といたしましうか、今非正規雇用が本当に増えていって、200万円以下のワーキングプアがあるというふうな中での市民の

皆さんの思い、それともう一つは、市の職員さんの給与の削減が7.8%というような状況もあります。先ほど来から、定数を削減するのが、議員としての身を削ると言われましたけども、報酬を下げていくというの、また身を削る1つだというふうに私は思います。

3つ目が、やはり市民の付託と期待に応えていくためには、議員が活動できる、そういう報酬をキープしなくてはならないということも思います。若い方々が本当に議員活動に専念して、市民の皆さんの付託に応えていけるというふうなことは、それも必要だというふうに思います。

今回、定数削減が出されて、質疑でも、私、言いましたように、議員の定数を削減すれば、民意が削られて、監視、チェックする機能が落ちるという意味の中で、報酬の引き下げというのはベストではないと思いますが、ベターではないかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、我々に議員として求められているのは、本当に議員が頑張って活動をして、責任を果たしていくということだというふうに思います。この3つのいろいろな課題がある中で、今後市の財政も好転をしていくとか、またそういう市民の皆さんから、あの報酬では少ないではないかというふうな、そういう機運などあれば、今後変わっていくのではないかというふうに思います。今回の発議5号は、現状を考えまして、賛成討論といたします。

○議長（三和郁子君） 第1番、矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 第1番、矢野隆行でございます。発議5号に対しまして、反対討論を行います。

今回、唐突に出されました発議5号は、20名の議員全員で議会改革特別委員会の中であらゆる角度で討論してまいったところでありまして、先ほど報告しました平成24年第5回定例会議会改革特別委員会の会長の報告の中で報告をしっかりとさせていただきました。こんな内容を受けまして、今回出されました発議5号は先ほどの質問でおわかりになったように、お一人おひとりの議員がどういった意見だったのか、賛同者の意見もわからずじまいの市民説明もない中で、一部の議員の意見しか入っていない発議であることがわかったのであります。

よって、こういった中で20名で構成されております議員改革の中で、今一度市民から、お一人おひとり、付託を受けている議員のお一人おひとりが今一度市民の意見を掌握しながら、20名全員が賛同できる法案づくりに邁進していきたいと私は考えます。

ゆえに、今回唐突に出されました発議5号につきましては、反対いたします。議員各位が本当に冷静な決断をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

以上であります。

○議長（三和郁子君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。ご起立、しばらくそのままお待ち下さい。

（多数起立）

○議長（三和郁子君） ありがとうございます。ご着席下さい。起立多数であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

意見書第1号から意見書第4号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第4号までを日程追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第5）

○議長（三和郁子君） 追加日程第5、意見書第1号から意見書第4号まで、少人数学級の実現を求める意見書（案）、他3件を一括議題といたします。それでは、順次提出者の説明を求めます。

まず、意見書第1号について、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 意見書第1号少人数学級の実現を求める意見書について、朗読をして説明とさせていただきます。

文部科学省は、昨年2013年度から17年度までの5年間で中学校3年生までの全学年で35人学級を実現するための教職員定数改善計画を策定しました。ところが、財務諮問機関から、費用対効果の観点から少人数学級の効果が明らかでないなどの意見を受けて、政府は新年度予算で少人数学級実現に係る予算措置を断念しました。少人数学級実現のための教職員配置については、昨年9月に文部科学省の検討会議がまとめた報告書の中でも、

かつてないほど学級担任の負担は増えていると指摘し、教育関係者だけでなく、全国知事会、全国市長会などからも定数改善の要望が出されていることに触れ、子どもたち一人ひとりにしっかり向き合い、質の高い行き届いた授業、生徒指導を行っていくために、教職員の定数の改善を進めることが必要不可欠と強調しています。

また、安倍政権が設置した教育再生実行会議の中でも、きめ細かい指導の充実のために、30人程度の学級定数改善が必要との意見も出されています。今日の子どもを取り巻くさまざまな社会、教育環境を考えれば、きめ細かな教育指導がより強力に求められます。そのためにも、少人数学級実現は欠かせないものであり、費用対効果で論じられるものではありません。よって、当初の計画どおり、少人数学級実現に係る予算措置を講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。ということで、議員の皆さんのご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 次に、意見書第2号について。

第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、意見書第2号TPP環太平洋経済連携協定の交渉参加表明の撤回を求める意見書についての提案説明を行います。

本意見書は、安倍首相が去る15日に行いました、TPPへの交渉参加表明の撤回を求める内容であります。

去る2月22日、オバマ、アメリカ大統領と首脳会談後、TPP交渉について、会談で聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったとして、なるべく早い段階で決断したいと交渉参加に踏み出す考えを言明しています。しかし、その表明以降、国民から強い批判が高まっています。JA滋賀をはじめとする、全国農業協同組合、本市の野洲市農業委員会も去る11日、交渉に参加しないように求める意見書を採択しています。

一方、滋賀県医師会や県下の諸団体も相次いで反対の決議や声明を発表しています。このように、国民的、市民的反対世論が盛り上がる中、安倍首相は去る15日、正式に参加表明をしたのであります。安倍首相が聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった、国益は守るべきものは守ると言いますが、日米首脳会談後に発表された共同声明では、交渉に参加する場合は、すべての物品が交渉の対象にされるとされ、また包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとしています。つまり、TPPへの基本原則を日米で明確に確認しているのであります。

一方、国会審議で明らかになったのは、T P P交渉では、1点目に新たに参加する国、つまり後発国に対して、包括的で高いレベルの貿易自由化を約束する、すなわち関税撤廃の原則。2点目には、既にT P Pに参加し、交渉している国間で合意済みの部分はそのまを受け入れ、議論を蒸し返さないこと。3点目には、新たな参加国は交渉を遅らせないという条件がついていることが明らかになりました。

つまり、安倍首相が言うように、全部決まっているわけではない。例外に関する交渉は可能であるという主張は全くと言っていいほど、保障、担保のないものであります。このままでは、国益を守るどころか、日本の主権を放棄することになりかねません。T P Pとなれば、本市でも基幹産業の1つである農業に深刻な影響を与えることは明らかでありますし、このほど政府が発表しましたT P Pによる影響、試算でも、農業分野の食糧自給率は40%から27%にまで低下するとしています。

また、医療保険制度においても、これまでの国民皆保険制度を根幹から変えるものになりかねません。であれば、現在本市で検討している新病院の整備にも、影響も出かねません。

以上、本意見書は市民の願いに応え、日本の主権を守り、国益と国民の暮らしを守ることを求めたものでありまして、議員皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（三和郁子君） 次に、意見書第3号について。

第1番、矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 第1番、矢野隆行でございます。意見書第3号につきまして、本文を朗読して、ご説明させていただきます。

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）。

中小企業を取り巻く環境は長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け、需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いています。2012年10月から12月期の中小企業景況調査によると、製造業は前期比横ばいとし、製造業を中心に業況は足踏み状態といえます。こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策がきわめて重要となっています。

例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取り組みと経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要であります。政府が目指している強い経済を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であ

り、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務です。

昨年8月に施行されました、中小企業経営力強化支援法では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置付け、経営支援体制を構築することとしており、これが十分に機能すれば、中小企業の経営改善が期待できます。あわせて地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制を強化することが重要です。

よって、政府におかれましては、以下の事項について、早急な対策を講じるよう、求めます。

記。

1つ、全国的な中小企業支援ネットワークの整備と共に、認定支援機関の整備を図るなど、総合的かつ、きめの細かい経営支援体制の充実を図ると共に、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すること。

1つ、地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げます、案といたします。

以上です。

○議長（三和郁子君） 次に、意見書第4号について。

第2番、梶山幾世議員。

○2番（梶山幾世君） 2番、梶山幾世でございます。

それでは、ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）について、朗読をもって説明に替えさせていただきます。

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首、背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、気力低下、耳鳴り、思考力低下等のさまざまな症状が複合的に発病する疾病と言われております。医療現場におきましては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は怠け病、あるいは精神的なものと判断されてきました。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断、治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的、精神的苦痛はもとより、患者家族の苦勞も計り知れないものがあります。

平成23年度の厚生労働省研究班による脳脊髄液減少症の診断、治療の確立に関する研

究の報告書に、交通事故を含め、外傷による脳、脊髄液の漏れは決してまれではないと明記され、このことにより、外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となりました。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の画像診断基準が定められ、昨年5月に治療法である硬膜外自家血注入療法、いわゆるブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準づくりが開始されました。

また、研究班による世界初と言われる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約8割は脳脊髄液漏出症の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられております。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう、強く要望いたします。

記。

1、ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。

2、脳脊髄液減少症の診断、治療の確立に関する研究を平成25年度以降も継続し、診療ガイドラインの早期作成と共に、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。

3、脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者、家族に対する相談及び支援体制を確立すること。

4、ブラッドパッチ療法に関する先進医療認定施設を各都道府県に最低1カ所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第4号までの各意見書（案）について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後5時33分 休憩）

（午後5時45分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。質疑は30分、3回までいたします。

第8番、丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） 第8番、丸山敬二です。意見書のブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断、治療の推進を求める意見書について、質問をいたします。

まず、この意見書と類似の意見書が平成22年第5回定例会で出されております。このときは、全員賛成で採択をされております。この意見書及びこの前の意見書第3号中小企業云々ですね、これにつきまして、どちらも同じ文書で他市においても出されております。こういうことを見ていると、公明党の党としての力の入れ方がある意味理解できるところでございます。

前回、提案された以降の中では、先ほどの提案の中にもありましたように、昨年5月、厚生労働省がブラッドパッチ療法を先進医療に指定しました。しかし、保険適用外になっております。内容的には、その他の部分についてはほとんど前回と変わってはいないのではないかなど。若干、表現が変わったりはしておりますけれども、同じように思うんですが、確認も含めまして、4点、お伺いしたいと思います。

先進医療は、平成25年3月1日現在で65種類あります。その医療に係る費用は全額自己負担となっております。では、なぜこのブラッドパッチ療法のみ保険適用を求めるのかをお伺いしたいと思います。

2番目に、脳脊髄液減少症は交通事故やスポーツ外傷によるものが多いと思いますけれども、なぜここで子どもに特化した研究等を要望するのか、これをお伺いします。

3点目、脳脊髄液減少症の直接原因は交通事故他、たくさんありますけれども、患者数について、全国でどれぐらいいてるか、滋賀県内にどれぐらいいてるかについて、原因別に数がわかれば教えていただきたいと思っております。

4番目としまして、ブラッドパッチ療法の先進医療認定施設数は3月15日現在、20都道府県、28施設となっております。近畿では、兵庫県、奈良県、和歌山県があります。ここで滋賀県への設置を強く求めるべきと思うが、なぜ各都道府県に最低1カ所としているのかをお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三和郁子君） 第2番、梶山幾世議員。

○2番（梶山幾世君） それでは、丸山議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の先進医療は平成25年3月1日現在、65種類あり、その医療にかかる費用は全額負担となっている。なぜブラッドパッチ療法のみ保険適用を求めるのかということですが、これにつきましては平成22年12月にも出ささせていただきました、全員のご賛同により、可決していただき、本当にありがたいと思っております。そのおかげで、このブラッドパッチ療法につきましても、非常に前進しているということ、今聞いております。

その中で、今回保険適用を求めるというのは、大体ブラッドパッチ療法をしようと思うと、1回につき30万かかるということで、本当に今病院も少ないので、療法をしてもらうためにもかなり待たなければいけない。その待っている間に、資金も用意しなければいけないという状況の中で、非常に苦しんでおられるという状況をかねてから聞かせていただいております。この近隣ですと、すぐ近隣なんですけども、先だっても小学校でサッカーの練習中に子ども同士がぶつかって、脳障害になって、それがすぐには、この脳脊髄液減少というのがわからなくて、その状態で何カ月が過ぎて、何カ月経って、やっとそれがわかったということで。今、学校でも、本当にもっともっと勉強していかなければいけないということで、大変な状況になっているということなんです。その方ともう1人、2名いらっしゃるんですけどね、非常にお金がかかるので、できないという、早く保険適用してほしいという身近な声も聞いております。

また、以前、22年のときに申しましたときには。私、彦根の方にそういう方がおられて、歩けないから、引率者と支援をされているNPOの方と一緒に来られて、とにかく言葉にならない言葉で、何とかこういう治療できる医療を確立してほしいとか、そういう療法ができるようにしてほしいとか、保険適用してほしいとか、生の声も、一度だけですけども、聞かせていただいたことがあります。そのときにおっしゃっていたのは、治療してくれるところがない。診察もきちっとしてくれるところがない。その段階では、名古屋の方、愛知県の方に1カ所あるというだけで、それも待たなければいけないという状況を聞かせていただいております背景もありまして、今回出ささせていただきます。

そういうことから、今回、この脳脊髄液減少症のこの病気に対して、保険適用を求めるものでございます。

2点目の、なぜ子どもに特化した研究等を要望するのかということですが、一般の方の研究というのは非常に進んでいるんですけども、子どもは非常にわかりにくいということで、研究は平成19年度から立ち上げておられるんですけども、先ほどのサッカーで

ぶつかってわからなかったというように、なかなかそういう状況がわからないということもあって、やはり子どもがそういう状況になっても、わからないまま放置されているケースがあるということで、そういう研究をしていかなければいけないということです。

それで、先日、小学校、中学校、高校の先生たちを集めて研修しているということも、滋賀県の教育委員会の方から聞かせていただいております。平成24年3月7日に、1回、滋賀県の脳脊髄液減少症勉強会というのをとられております。今年度も1月8日に同じ勉強会をとられておまして、このときには学校保健研修会、学校保健課題解決支援事業に係る研修会、ちょっとテーマが違うんですけども、このときには、講演者として学校における脳脊髄液減少症の正しい理解と適切な対応についてということで、NPO法人脳脊髄液減少症患者・家族支援協会の代表理事であられる中井宏さんという方の講演がなされたということで、ちょっと内容を送っていただきました。参加者201名で、その中には学校の保健関係者、小学校104名、中学校50名、高等学校、特別支援学校36名、市・町教育委員会担当9名、その他2名という、こういう方が参加して勉強されているという現状で、これは毎回進めておりますということで、滋賀県の方からも聞いております。そういうことで、特に子どもを守るためにも、研究を進めていかなければいけないということで、こういう提案になっております。

3点目の患者数はどのぐらいかということですけども。全国で約10万人ということは聞かせていただいておりますが、滋賀県について、この間から調査というのか、いろんな方に聞いているんですけども、この原因別の患者数とか、そういう細かいところまではちょっと今、私の調査段階ではまだ十分に掌握できておりませんので、後日、わかった段階でご報告をさせていただきたいと思っておりますので、この点をよろしくお願いいたします。

最後に、ブラッドパッチ療法の先進医療認定施設数が各県に1カ所というのは、なぜ1カ所なのかということですけども、今、滋賀県にはないんですね。各県にも、そういうブラッドパッチ療法をすることが本当にないので、患者さんがあるところに行こうと思うと、遠方まで泊まりがけで行って治療してもらわなければいけない。そういう状況になっているということです。それで、診療するところは、滋賀県でも皆さん、見ていただいたら、各市町村でこども成人病センターとかいろいろ出ておりますけども、診療はできる。けれども、その判断はなかなか難しいということですね。適切な判断ができない状況にもあるということで、このブラッドパッチ療法をすることはないわけですね。それで、やはりこれから、各県に1カ所は、ここに行けばできますよという、そういう患者さんが

安心して治療ができるように、本当に生活ができるように、命を守るために、そういう体制づくりが必要だということで、今回このような意見書を出させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

非常にわからないところで悩んでいらっしゃるといふことが多いといふことで、目に見えない、もう本当に寝てばかりいると、怠け病じゃないかとか、理解してもらえない、つらいんですといふ生の声も聞かせていただいておりますので、ぜひ一日も早いこの内容が国で通るようにしてもらいたいと思ひて意見書を出させていただきましたので、議員各位のご賛同をどうかよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第4号までの各意見書（案）については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第4号までの各意見書（案）については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第4号までの各意見書（案）について討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第11番、立入三千男議員。

○11番（立入三千男君） それでは、ただ今議題になっております、意見書第2号、T P P（環太平洋経済連携協定）交渉参加表明の撤回を求める意見書（案）について、反対の立場で討論を行いたいと思ひます。

去る3月15日に、安倍総理は国内にさまざまな不安があることをしっかりと認識した上で、T P P交渉参加を決断されたところでございます。このことは、自由主義、市場経済のルールを尊重する国々が自由貿易の絆の強化を通じて連携を強めようとする流れの中で、ぎりぎりの判断をしたきわめて重いものと受けとめるところでございます。T P Pに対する国民の不安を踏まえた自由民主党は、先の衆議院選挙で6項目の判断基準を公約と

して掲げ、政府に求めていることを約束し、政権を担当するに至ったところでございます。自民党は日米首脳会談後の2月27日には、これをTPPに関して守り抜くべき国益として改めて確認をし、政府に申し入れ、安倍総裁直属の外交経済連携本部を立ち上げ、その下のTPP対策委員会において、経済、農林水産、厚労、財政、金融、外交の5分野にわたる専門的検討チームが論点を集約し、TPP対策に関する決議をまとめ、去る3月15日に総理に手渡されたところでございます。総理の決断は、この一連の党内議論を踏まえてなされたものと考えるところでございます。

今後の交渉にあたっては、国益を第一に、守るべきものは守る、とるべきものはとるとの強い決意で臨まなければならないところだと思います。もし、聖域の確保が達成できなければ、食糧自給率の低下、農地の荒廃、担い手の減少などにより、国民に安定的に食糧供給する食糧安全保障が確保できなくなるのではないかと懸念がございまして、離島や農村漁村地域などにおける社会基盤が維持できなくなるのではないかと懸念がございまして、また、国民の生活に欠かせない医療分野においても、これまで築き上げられてきた国民皆保険制度が損なわれるのではないかと懸念がございまして、食の分野においては、食品添加物や遺伝子組み換え食品などに関する規制緩和によって、食の安全、安心が脅かされるのではないかと懸念がございまして、さらには、我が国の主権を損なうようなISD条項（投資家対国家間の紛争解決条項）が導入されるのではないかと懸念がございまして、政府調達金融サービス等について、我が国の特性を踏まえることなく、国際協調の名のもとに変節を余儀なくされるのではないかと懸念もございまして、

一方、今TPP交渉に参加しなければ、これからの我が国の人口減少、高齢化が一層進む中、アジア太平洋地域の成果を十分に取り込むことができず、我が国がこれまで築き上げてきた国民生活の水準、国際社会における地位を保つことができなくなるのではないかと懸念もございまして、また、世界第3位の経済大国である我が国がアジア太平洋地域における貿易や投資等の経済ルールづくりに参加しないことは、この地域における政治的、経済的リーダーシップの低下につながるという声もございまして、

このように、国民の意見が大きく分かれる中、我が国がTPP交渉参加の是非を判断することは容易ではなかったと推察されるところでございます。日本の経済、社会が今後進むべき方向を選択するという高い見地、我が国の自然的、地理的、あるいは歴史的、社会的条件、我が国を取り巻く国際環境、経済再生の重要性等を踏まえ、国家百年の計に基づく重要な判断であると考えるところでございます。

なお、交渉参加にあたっては、TPPが国民生活に大きな影響を及ぼし得ることから、

特に自然的、地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目でございます、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖等やこれまで築き上げてきた国民皆保険制度などの死活的な利益の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとするとの決議が、自由民主党外交経済連携部会で決議されたところございまして、交渉の俎上に至るまでには、まだまだハードルは高く、厳しい道のりではありますが、活力あふれる経済社会、豊かな農業、農村を実現するTPP協定として行わなければならない。

また、今回のTPP交渉参加の撤回という極端な結論を結ぶ意見書に賛成できないものございまして、原案に対しての反対討論といたすところでございます。何とぞ、議員各位にはご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。終わります。

○議長（三和郁子君） 以上で通告による討論は終了いたしました。これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、意見書第1号少人数学級の実現を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第2号TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加表明の撤回を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第2号は否決されました。

次に、意見書第3号中小企業再生活活性化策の充実・強化を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第4号ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任されたいと思います。

これにご異議、ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句整理等を要するものについては、本職に一任することに決定いたしました。なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出をいたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成25年第1回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、議員の皆様には、去る2月27日から本日までの27日間にわたり、慎重にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

平成25年度当初予算をはじめ、多くの重要案件につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、すべての議案につきまして、原案のとおり、お認めをいただき、誠にありがとうございました。本定例会の代表質問、一般質問、また議案質疑を通じまして、行財政改革、新病院整備など、さまざまな分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを真摯に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を伸ばすまちづくりに生かしてまいります。

平成24年度も残すところあとわずかとなり、来週からは新しい年度が始まります。透明、公平、公正を基本として、ただいまお認めいただきました新年度予算に基づき、市民サービスの充実とにぎわいと安心の元気な野洲を目指して、市民の皆様、また職員と力を合わせて取り組んでまいります。

なお、当面の重要課題といたしましては、まずは行財政改革があります。良質の市民サービスを持続可能に提供できるまちづくり、それを支える行財政の仕組みづくりを議会及び市民の皆様のご理解とご協力により進めてまいります。

最後に議員の皆様には、ご多忙のことと存じますが、ご自愛の上、市民福祉の向上と市

発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 平成25年第1回定例会に提出される事務作業にあたってられました執行部の皆様、そして審議されました議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

これをもって、平成25年第1回野洲市議会定例会を閉会いたします。（午後6時11分閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成25年3月25日

野洲市議会議長 三 和 郁 子

署 名 議 員 梶 山 幾 世

署 名 議 員 井 狩 辰 也